## 平成28年 第2回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成28年6月6日 午前9時59分 開議 於田原本町議会議場

1, 出席議員(14名)

1番 牟 田 和 正 君

3番 森 井 基 容 君

5番 森 良子君

7番 西川 六 男 君

9番 辻 一 夫 君

11番 植 田 昌 孝 君

13番 小 走 善 秀 君

2番 阪 東 吉三郎 君

4番 安 田 喜代一 君

6番 古 立 憲 昭 君

8番 竹 邑 利 文 君

10番 吉 田 容 工 君

12番 松 本 美也子 君

14番 吉川博一君

1, 欠 席 議 員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣 君 議事係長 森惠啓仁君

1,地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長森 章浩君 副 町長 石本孝男君

総務部長 持田尚顕君 住民福祉部長 中屋敷晃弘君

産業建設部長 森 博 康 君 上下水道部長 山 田 英 二 君

人事課長 三浦 明君 監査委員 井上喜一君

教育委員長 田部井 紀美子 君 教 育 長 片 倉 照 彦 君教 育 部 長 竹 島 基 量 君 会計管理者 奥 山 佳 延 君 選挙管理委員会 北 田 喜 史 君 農業委員会 山 内 章 司 君事務局長

平成28年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月6日(月曜日)

○開 議(午前10時)

○一般質問

- 1. 8番 竹 邑 利 文 議員
  - 1. 前進する田原本に
  - (1) 災害等に備えBCP (業務継続計画) はできておるのか。
  - (2) 人事について
  - (3) 3遊間のゴロは取るな。
  - (4) 学校(園)の管理下とは。
- 2.11番 植 田 昌 孝 議員

田原本町清掃工場の撤去と跡地利用について

- (1) 解体工事の時期について
- (2)解体費用について
- (3)跡地利用について
- 3. 10番 吉 田 容 工 議員
  - 1. やまと広域環境衛生事務組合について
  - (1) 副町長はこの事実を認められますか?どう説明されますか?
  - (2) 健康増進施設はどこまで具体的になっているのか?
  - (3) 健康増進施設のイニシャルコスト、ランニングコストとも本町の負担 は発生しないのか?
  - 2. 中学校給食について
  - (1) 中学校給食の実施時期、実施方式等決められた内容は?
  - (2) どのような目標を設定し、中学校給食を町づくりに生かしていきます

か?

- 3. 町道認定について
- (1) 何故一本の道なのに一部町道という状態になっているのか?
- (2) これからも戎通りをイベント等に活用していきますか?県道を町道認 定し責任もって管理しますか?
- 4. 7番 西 川 六 男 議員
  - 1. 「倒壊の危険性が高い。危険性がある。」と診断された幼稚園の園舎の対応について
  - (1) 一日も早く対応を!
  - (2) 東幼稚園について
    - ①耐震診断で一番危険な北館の建て直しを!
    - ②町立認定こども園を設置し待機児童の解消を!
    - ③園児の増加を!
  - 2. 国史跡の唐古・鍵遺跡の活用のために 国道を横断しなければならない駐車場・交流施設"道の駅・たわらも と(仮称)"の計画の見直しを!
  - 3. 旧・第一体育館の売却の再考を! 公共用地としての活用を!
  - 4. 組織の改編についてその目的等は?
  - 5. 職員人事について
  - (1) 非常に大規模な3月末人事方針の説明を。
  - (2) 多数の1年で異動、管理職等の同時異動の理由は?
  - (3) 再任用について
  - 6. 公金の取引金融機関について 取引の理由と根拠は?
- 5. 2番 阪 東 吉三郎 議員
  - 1. やどかり市の自動車の通行規制について

「やどかり市」における町道の一部を自動車の通行を規制することに

ついて

- 2. 田原本町地域防災計画の点検・見直しについて 田原本町地域防災計画の点検・見直しについて
- 6. 6番 古 立 憲 昭 議員
  - 1. 国保都道府県単位化について
  - (1) 都道府県と市町村の役割はどうなるのか。
  - (2) 特に、国保会計はどうなるのか。
  - (3) 私たちの保険料はどのように決めるのか。
  - (4)標準保険料率とは。
  - (5) 将来、保険料が統一されるのか。
  - (6) 今後のスケジュールは。
  - 2. 幼稚園の預かり保育について 公約としての預かり保育の実施は。
  - 3. 学校耐震化及び暑さ対策について
  - (1) 天井などの非構造部材の対策を。
  - (2) 暑さ対策は。
  - (3) クーラーの設置計画は。
- 7. 12番 松 本 美也子 議員
  - 1. 本町の防災計画・防災体制の点検について
  - (1)住民による「避難所運営マニュアル」の策定及び避難所ごとの避難訓練の実施について
  - (2) 福祉避難所のケア体制の機能について
  - 2. 誰もが暮らしやすい共生社会に向けて 障害者差別解消法についての本町の取り組みについて
- 8.13番 小 走 善 秀 議員 地方創生のまちづくり
  - (1) 県とのまちづくり連携協定について
  - (2) 駅周辺、旧町のまちづくり
  - (3) テレワークについて

- ○総括質疑(報第8号より議第35号までの12議案について)
- ○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 午前 9時59分 開議

○議長(辻 一夫君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。 よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

#### 一般質問

○議長(辻 一夫君) 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。8番、竹邑議員。

#### (8番 竹邑利文君 登壇)

- ○8番(竹邑利文君) おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。
  - 1. 前進する田原本に。
  - (1) 災害等に備えBCP (業務継続計画) はできておるのか。

熊本地震の発生により甚大なる被害が発生しており、多くの犠牲者の方々に哀悼の意を表するとともに関係者の皆様方にお見舞いを申し上げます。早急な復旧・復興を、元気な熊本になることを切望します。

本町においても、いつ地震が発生するか予知はできません。よって、本町もBC Pは策定されているのか、お答えください。

(2) 人事について。

昨年の第4回定例会において男女雇用均等法及び男女共同参画推進に向け、女性職員の管理職登用について質しました。4月1日付の機構表では、女性の課長以上はゼロである。県からは、女性管理職の人数確認が入っている。県内39自治体で、女性課長ゼロはどこに存在するのか。総務部長の答弁は「割合を高めるよう努める」となっているが、なぜこのような人事になったのか、お答えください。

(3) 3遊間のゴロはとるな。

役場の組織は目的別、条例も目的別、予算も同じ縦割りであり、現場は課題がた

くさん転がっている。もちろん、役場の一担当者だけで解決できる課題ではない。 役場のほかの課の職員、役場の外のさまざまな機関や団体の職員の協力があって初めて解決できる課題が大半。だから、一度課題を解決しようとかかわると、その作業の調整は大変なこと。「3遊間のゴロはとるな」と上司に怒られる。しかし、そんなことを言っていれば、課題に気づいた職員が見て見ぬふりをしなければならない。ショートゴロでもダッシュして自分でとりにいく往年の大スター長嶋茂雄さんのような職員でなければ、課題はいつまでも放置される。森町長公約の健康寿命の延伸は、まさに一つの課では解決できない。

ショートゴロをサードゴロにする長嶋茂雄型職員を輩出できるか、縦割り町政の 解消に前進できるか、お答えください。

- (4) 学校(園)の管理下とは。
- ①ドッジボールはなれ親しんだゲームであり、小学校では、休みの時間、体育の授業等で盛んに行われており、ボールが当たり負傷するケースも多々あります。教員は子どもが自己管理下にある間、その生命、身体の安全を確保する義務を負う。安全配慮義務、安全保全義務等と呼ばれるものである。コンプライアンスの時代になった。信頼が損なわれるご時世になりつつあります。名古屋地裁で授業中のドッジボール事故をめぐって、児童に対する教員の指導監督義務について争われた事例もあります。

教育的観点から子どもの動向を常時指導監督しているべきであるのか。

- ②登下校(園)時、PTAや子ども見守り隊等のボランティア団体が立哨していただいているが、児童間のトラブルで負傷したり、交通事故に遭った場合、そのときの管理責任はどこまでの範囲か。町としてのお考えは。
- ③スポ少(スポーツ少年団)の行事に関して、教育委員会は体育館・グラウンドを管理指導員に任せておりますが、人的損害の発生に対して、スポ少指導者は全ての責任が発生するのか。

以上3点についてお答えください。

○議長(辻 一夫君) 町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 8番、竹邑議員の第1番目、「前進する田原本に」について

のご質問にお答えいたします。

まず、人事につきましては、本年4月の人事異動で、女性の課長補佐5名のうち 主幹として1名が課長級についたところであります。

本町の場合、課長補佐試験を実施しておりますが、女性の受験の割合が低く、課長補佐につく人数が少ない状況にあります。「本町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を本年3月に策定したところであり、計画期間は、前期計画として今年度から平成32年度までの5年間としております。

本計画では、課長補佐以上の管理職の女性の割合を現状の9.1%から15%以上にすることや、係長級にある職員の女性の割合を現在の30.2%から35%以上にすることなどを目標としており、女性が積極的に活躍できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「3遊間のゴロはとるな」のご質問につきましては、各所管の事務分掌を 定めており、各課、各係の仕事の担当を決めることにより責任の所在が明確になっ ておりますが、一方で、逆に自分の仕事はこの範囲であるというような意識が生 じ、縦割り行政となる可能性もあります。

行政需要も多様化し、一つの部署のみの所管でなく複数の部署がまたがる行政課題もありますので、庁内全体が情報を共有し課題に対応する必要があります。

こういったことから、連絡調整を図るため庁内には、部長級以上で構成し重要な施策・事業または重要な調整を図る政策調整会議、課長級以上で構成し各部課等の情報交換及び連絡調整を図る部課長会議、また、事案に関連する課長補佐で構成し調整及び協力について協議する調整会議があります。

他部署の取り組みなど情報共有が図られるよう庁内会議の充実に努めているところで、複数の部署に係る事務につきましては、連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 教育長。

(教育長 片倉照彦君 登壇)

○教育長(片倉照彦君) 失礼いたします。私のほうからは、第4番目、「学校 (園)の管理下とは」のご質問にお答えいたします。 まず、「教育的観点から子どもの動向を常時指導監督しているべきであるのか」 とのご質問でございますが、教員の監督義務の範囲につきましては、一般的には、 学校における教育活動及びこれに準ずる活動関係に関してのみ監督義務を負うこと になると言われています。この点で、授業開始前、休憩時間、放課後、教員の勤務 時間外のクラブ活動等における事故について、教員に監督責任を問い得るかが問題 となりますので、個々の事案ごとに教員の指導監督に関して、過失の有無が判断さ れることになると考えております。

次に、「登下校時、児童間のトラブルで負傷したり、交通事故に遭った場合、そのときの管理責任はどこまでの範囲か」とのご質問でございますが、PTAや子ども見守り隊等のボランティアの方々にも、一般的な注意義務は存在しております。

法的責任につきましては、事故等の原因が不可抗力であるのか、不注意であるのかなど、これについても個々の事案により責任の有無が判断されることになると考えられます。

3点目は、スポーツ少年団に関するご質問でございます。

スポーツ少年団は、議員もよくご承知のとおり、スポーツを通じて青少年の健全育成を目的とする社会教育団体であり、一般にスポーツ少年団と呼ばれる「単位団」と、その上位に位置する市町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、そして全国組織の日本スポーツ少年団から成り立っております。

本町では、東、北、田原本、南、平野の単位団から組織される「田原本町スポーツ少年団本部」が、田原本町体育協会の傘下に設置されています。

「人的損害の発生に対して、スポ少指導者は全ての責任が発生するのか」のお尋ねですが、スポーツの指導中等に事故やけがが起こった場合、その責任を追及されやすいのが、その場にいる指導者となります。指導者には常に、事故やけがが起こらないように注意する「安全配慮義務」があり、万一、事故やけがが起こった場合、指導者がこの「安全配慮義務」を果たしていたかどうかが問われることになります。

なお、指導対象年齢が低ければ低いほど「安全配慮義務」の度合いがより多く要求されますので、スポーツ少年団の指導者の方々には、「日本スポーツ少年団指導者制度」に定める「スポーツ少年団認定員」や「スポーツ少年団認定育成員」の資

格を取得することが求められております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 引き続き、業務継続計画についてのご質問にお答えいた します。

業務継続計画は、災害時に人、物、情報等利用できる資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を特定するとともに業務の執行体制や対応手順などをあらかじめ定めておく計画であります。

昨年12月末での県内市町村の策定状況は、2市2町4村が策定済みであり、本町は策定できておりません。

「内閣府の市町村のための業務継続計画作成ガイド」では、重要な6要素が示されており、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時に優先して実施すべき業務の整理となっています。

今後、こういったことも参考にしながら策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 竹邑議員。
- ○8番(竹邑利文君) ご答弁ありがとうございます。

BCPに関して、総務省は阪神大震災や新潟中越地震の反省を踏まえて自治体のBCPの策定を求めた。ただ、実施率は昨年12月現在では、全国の市町村は36.5%である。熊本地方は、大きな地震がないと大きな油断があった。庁舎損壊・機能不全になっても、BCPに基づいてバックアップしてあったデータを利用、策定の自治体は罹災証明・住民票等の発行などはすぐに再開できた。民間企業での導入もふえている。3万2,000人の町民の生活力を維持するためにも、中央構造線断層帯が動き出した巨大地震の連発を号鐘している。

本町も、住民の財産・生命を守るため早急に策定できるかどうか、お答えくださ

V

人事に関して女性活躍推進法では、国は「2020年までに管理職を30%ぐらいまで引き上げる」という目標を立てている。男女雇用均等法では昇進も項目に入っている。隣の広陵町は私の出身地で余り言いたくないが、人口が本町より多く、職員数は本町より少ない。4月1日付の人事で女性課長が4名昇進され9名おられます。また、40歳代の部長2名も誕生された。この差は何ですか。本町は、男尊女卑がまかり通るのですか。よく考慮してください。女性の能力が劣るなら、それは採用時のことですよ。ほかの自治体から、古い体質と言われても仕方ないですよ。

お若い賢明な森町長、町政を推進していく上での新しい感覚で改革の意図はあるのか、再度お答えください。

役場の組織に関して、今までの弊害は縦割り行政ですよ。積極性のある人材を求めて町長の公約の健康寿命の延伸などは、まさに健康福祉課・長寿介護課・住民保健課・生涯学習課・総務課さわやか交流センター等、連携しなければ課題は全うできないです。「新しい田原本の3つの未来」の公約の実現に向けても、権限と責任において町長の意気込みとお考えをお答え願えますか。

学校管理下の①に関しては、学校設置者は地方公共団体で、教師に対して損害賠償の請求はできない。なぜか国家賠償法1条の条文である。しかし、民法709条・715条に基づいて教師にも責任が発生する。奈良地裁の4月28日の畝傍高校の判決は、県に支払い命令が来ている。5月24日の大阪地裁の東大阪市の中学校のバドミントン部の熱中症事案でも、判決は市に支払いを命じている。民法415条に基づいてです。幼稚園の耐震化に着工してくださるが、園舎の倒壊で園児が負傷した場合はこの件に該当する。

②に関しては、民間のボランティアの方が児童の誘導時に事故の場合は、教育委員会としての責任の範疇はどこまでかは灰色である。しかし、損害賠償は、当然民法上は発生する。今後の課題としましょう。

③に関しては、ボランティアなのにけがを発生させた場合、保護者からは、当然 賠償請求は来ると思う。

(議員持参のはがきを示す)

このはがきは、スポ少の事故報告のはがきです。これには、「学校管理下の活動は対象外。学校教育法に基づいて幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び児童福祉法に基づく保育所の団体は、後日郵送される保険金請求書のご提出時に学校管理下でないことの学校長の証明が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。」となっています。

だから、①と②、③は、条件は全く違います。町の対応も今後の課題としましょう。

子ども見守り隊は現在も存在するのか。存在するのであれば、隊員に保険加入はしているのか。

大阪地裁の判決は、「校長は部活動を行う部屋に温度計を設置する義務があった」と指摘した。本町は設置しているのか、2点お答えください。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず、女性の管理職の登用でございますが、積極的に登用もさせていただきたいと思います。ただ、女性だからといって特別扱いすることでもなく、殊に職員としてやる気を持っていただき、課長補佐試験に受験をしていただき、その新しい感覚を一緒に磨いていきたいと思っておりますので、特別優遇はしないですけれども、本当に職員の一人として一緒に活躍できる場を私はこの計画に沿って遂行していきたいと考えております。ですが、女性の管理職候補がまだ少ないというような現状でございますので、その候補者も増やしていくという両方の施策をしていきたいと考えております。

そして、2つ目のご質問の縦割り行政につきましてですが、私もこの1月末に入らせていただいて、縦割り行政というところを肌で感じているところでございます。今回、政策調整会議などもございましたが、現在6つの事業につきまして、関連する事業所・部署を呼んで幹事の課をつくって、事業ベースでの連絡調整会議というものも初めてさせていただきました。もしこれで、その縦割り行政のひずみが少しでも解消できるのであれば、目的ベースでの連絡調整会議をしていくというのも一つであります。決して縦割り行政のひずみで住民サービスが低下しないように、努力してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(辻 一夫君) 教育長。
- ○教育長(片倉照彦君) 失礼します。私のほうには2点お尋ねがありました。

まず1点目のほうは、子ども見守り隊の存在ですけれども、これはそういう子ども見守り隊という名前で学校が一つくくっておられるのではありません。もちろん、子どもを犯罪から守る会というふうに、ある小学校では一つ組織としてやっておられるところもありますし、いわゆる校区の中で、自治会の中で見守り隊のように支援をしていただいている方法もありますし、またPTAが中心になっていただいているようで、子どもを見守っていただく活動としては5校とも存在しております。

それで学校のほうも、例えばそういう登下校に見守っていただいている方というのは把握をしておりまして、その名簿を教育委員会のほうに提出していただいております。それで、その方々には保険加入をしていただいておりますので、今のご質問につきましては、「保険にも加入をしていただいております」という回答をさせていただきたいと思います。

それから、2点目のいわゆる部活動等に、特に体育館に温度計の設置というのは、当然本町におきましては体育の時間であろうが、部活であろうが、体育館のほうには設置をしておりまして、部活の指導中にも、もしくは温度が県から示されている一定以上のことがありましたら、部活動を中止すると、または休止するという対応をさせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 業務継続計画の関係でございますが、業務継続計画は非常時優先業務の実施を確保するためのものでございますので、重要な要素につきまして定めてまいりたいと考えております。
- ○議長(辻 一夫君) 竹邑議員。
- ○8番(竹邑利文君) ありがとうございます。

BCPに関して、町職員の方でも初めて聞く名称やと、ほとんど知らない。皆さんも、よく見識を深めてください。3万2,000人の町民の財産・生命を守るためにも、行政、議会の責務だと思っています。今後ともよろしくお願いします。

人事に関して、町長が就任されて2カ月余りでこのような人事されたことは理解 しがたい。町民の方でも批判の声が上がっています。職員の方々でも不平不満の意 見があります。今まで培った能力を最大限に発揮できるよう役場内の職務力向上の 環境づくりに邁進してください。議会は、人事異動には介入できないが、定数には 介入できます。前進する田原本に向けてよろしくお願いします。

また、西川議員が同じような質問されるので、私はこれで終わります。ありがと うございました。 (「構へん」と西川議員呼ぶ)

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。 続きまして、11番、植田議員。

## (11番 植田昌孝君 登壇)

○11番(植田昌孝君) 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただ きます。

昭和60年にもともと阪手地区にございました焼却施設が、現在の西竹田地区に 設置されましてから31年余りがたちました。操業は、地元自治会との協定書では 来年3月末までとなっています。

今年3月23日に開催されました地元関係6カ大字で構成されております田原本町清掃工場移転問題対策委員会で、清掃工場の解体については、来年度に基本設計、平成30年度に工事設計、平成31年度から解体工事にかかる予定との報告がありました。また、平成32年度から、地元の意見を聞きながら跡地の利用のため整備に着手する予定と聞いています。地元住民にとっては一日も早く撤去していただきたいと願っているところでありますが、環境省の調査による全国の廃止された清掃工場の現状は、2011年現在でありますが、322の施設が放置されているということです。こういった状況の中、本町の解体工事が明らかにされることは大変評価すべきであると思います。

今回私の質問は、今まで一般質問や常任委員会、特別委員会などで幾度となく質問をさせていただき、清掃工場の撤去については、なるべく速やかに撤去したいとお答えをいただいておりましたが、操業が約1年半延長されたため、清掃工場の撤去も遅れてしまいました。今の町の予定では、清掃工場が撤去されるのは3年後になりますが、操業延長のこともありますので、もう少し早く前倒しするべきではな

いかと思います。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、解体費用については、以前の委員会で約2億円程度とのお答えをいただいておりましたが、現時点で解体費用は幾らぐらいかかるのかをお聞きしたいと思います。

そして最後に、跡地利用につきましては、地元住民と話し合いながらということ でありますが、町行政としてのお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、再質問のある場合には自席で行います。ご清聴あり がとうございました。

○議長(辻 一夫君) 町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 11番、植田議員の「田原本町清掃工場の撤去と跡地利用について」のご質問にお答えいたします。

現清掃工場につきましては、周辺自治会並びに近隣住民のご協力をいただき、昭和59年度から操業しておりますが、来年3月末のやまと広域環境衛生事務組合による新ごみ処理施設の稼働に伴い、操業停止を予定しております。

まず最初に、清掃工場の解体工事の時期につきましては、過去の議会答弁の中で、「なるべく速やかに解体する」旨を、また地元6カ大字との間で、「本町は、操業停止後、速やかに調査及び施設の解体を行う」内容の協定書を取り交わしていることから、停止後、可能な限り早く解体工事を実施すべきであると考えているところでございます。

このことを踏まえ、今定例議会に、解体工事に必要な経費として工事設計業務委託費の補正予算を上程し、来年度からの清掃工場の解体に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、工事の解体費用につきましては、やまと広域環境衛生事務組合において、 平成26年度に実施されました御所市クリーンセンター解体工事での設計金額が約 3億1,700万円の経費であったと聞いております。本町の清掃工場の施設も同 規模と考えておりますので、少なくとも同程度の経費が必要でないかと想定してい るところであります。

また、解体撤去後の跡地利用につきましては、地元自治会のご意見も参考にしな

がら、町全体のまちづくり施策の中で検討し、跡地の有効活用を図れるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 植田議員。
- ○11番(植田昌孝君) ご答弁ありがとうございました。

まず、最初にお伺いしたいことが1つございまして、この解体工事やその後の跡地の利用について、本町の計画が、そもそもこの総合計画や実施計画、これ実施計画というのは、平成26年度から28年度の3年間に記載されていないのはどうしてかということをちょっとお聞きしておきたいと思います。

この実施計画を見ておりましたら、ごみ焼却施設等の建設計画はこの実施計画に記載されていますが、解体工事やその跡地利用については、記載がされていなかったのはどうしてなのかというのがちょっと疑問に思っております。解体工事については、先ほどもお示しいただきましたように3億1,700万円ほどかかるという大変大きな事業でございますので、この辺は実施計画に載せておくべきだったのではないかと思っております。

それと、このことは平成17年当時地元自治会の協定書においても、先ほど答弁ありましたように、操業停止後、速やかに調査及び施設の解体を行うとされています。本来、平成27年9月末に操業が終了する予定だったにもかかわらず、そういう総合計画、第3次総合計画後期基本計画の実施計画の中に、清掃工場の解体やその後の跡地利用について記載されていなかったこと。このことは、なぜそうであったのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。これは総務部長が担当になるのかわかりませんけど、今後、29年度から第4次総合計画というのが、今策定されているのかわかりませんが、そのことについて、このことが記載されていくのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思います。それが1つでございます。

次に、1999年に成立して2000年1月から施行になったダイオキシン類対策特別措置法という法律がございます。全国の既設のごみ焼却炉は、運転方法の改善や改修工事でダイオキシンの排出基準をクリアする一方で、建て替えを選択する自治体や組合も相次いでございました。さらに、2002年12月には規制措置を暫定的に猶予された既設炉への規制が強化され、基準を満たさず解体される施設は

600に上ると言われておりました。

本町は、国の補助金制度もあって炉の改修をしていただきましたが、基準値がそのとき、たしか10分の1ぐらいに基準値がなったと記憶しております。2003年5月の段階で498の焼却炉が解体されないまま放置されていたという報道も、その当時ありました。また、その際、解体に当たって情報が公開されず、周辺住民に不安を与えている事例も多くあったようでございます。そういう中、2001年4月に厚生労働省から環境省に対して周知協力依頼というのがございまして、廃棄物焼却施設設置者、いわゆる自治体に対して周知することの要請がなされております。それは、廃棄物焼却施設内の作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱というのが策定されていて、それは解体作業する労働者のダイオキシン類への暴露防止策の徹底を図るのと同じように周辺地域の環境への対応として、事業者は解体作業によって生じる廃棄、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するために排水処理や廃棄処理、また、解体廃棄物処理及び解体終了後の環境調査を行うことになっているそうです。

少し事例を紹介しておきますと、2002年11月でございますが、周辺環境に目を向け始めた自治体ということで、東京都なんかは「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」というのを策定されているようでございます。この要綱が環境局所管であるということは注目に値するんですが、要綱は、施設の管理者が守るべき事項及び解体工事の施工時に事業者が守るべき事項を規定したほか、周辺環境のモニタリングを義務づけているそうでございます。内容は、工事期間中、毎日2回、敷地環境における総粉じん量を測定し、その中からダイオキシン類の量を推定すると。その量が自主管理基準を超え生活環境の被害を生じるおそれがあったときには、解体工事の見直しと被害の回避措置を講じることとなっているそうです。都の環境改善部規制指導課によると、ダイオキシン自体を測定した場合、分析に日数がどうもかかるようでございまして、その間に工事が進行してしまいますと大変なことになるということで、この方式をとったということでございました。

また、同じ年、横浜市では全国に先駆けて、「横浜市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導指針」というのが策定されておりま

す。この背景には、民間の廃棄物焼却施設の解体問題があって、指針を取りまとめるに当たって、市民や事業者からパブリックコメントなどを募って反映されたとなっています。指針では焼却炉解体に関して、環境保全のために業者の責務とともに横浜市の責務がうたわれ、民間の工事であっても、市が積極的に関与していくという姿勢で工事をされたそうです。具体的には、工事中の敷地内大気のダイオキシン測定、排水設備から場外に出る水質のダイオキシン類及び重金属類の測定、解体前後の土壌のダイオキシン類と重金属の測定が規定された上に、周辺の浮遊物質や飛散されている物質の測定が義務づけられているそうです。そして、もし濃度が上がった場合は工事を即中止し、原因を究明することになっているそうです。

解体工事をする前に地元に説明することと、今申し上げました周辺地域への環境 防止策について、現在どのようにされていく予定なのかをお聞きしたいと思いま す。そしてまた、来年度以降、解体工事の具体的なスケジュールについて、わかっ ている範囲で結構ですので、お示し願いたいと思います。

そして、3番目でございます。最後に申し上げました焼却施設の跡地利用について少しお聞きをしておきたいと思います。

ごみ処理施設跡地利用検討委員会というのが、ほかの自治体では立ち上がっているようでございまして、自治会の代表者や、そこには行政職員の方も入られて検討されている委員会があります。これから焼却施設の跡地に迷惑施設のようなものができるわけではないと思いますので、地元の自治会だけでなく全町の中から有識者や各地の代表者などで構成されるほうが、多くの意見が取り入れやすいのではないかと思います。そういったことで、そのようなことも検討していただけたらと思いますが、跡地の利用について、少し事例を紹介しておきたいと思います。

ほかの自治体では、今回の熊本の地震もございました関係もありますが、防災機能を備えた公園、つまり太陽光パネルなどを設置して電源を確保したり、本町の場合は隣に老人福祉センターがございますので、災害時における高齢者を優先にした仮設住宅が設置できるように整備していくというようなことに取り組んでいる自治体もございました。

地域住民の意見も当然取り入れながら、本町としての今後の取り組み、まちづく りをどのようにされるのか、3点目にお聞きをしておきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) まず、総合計画の中に清掃工場の解体の記載がないというお尋ねでございます。

現行の第3次総合計画につきましては、計画期間が平成19年度から28年度までの10年間でございまして、そのうちの後期の期間が平成24年度から28年度までの5年となっております。実施計画につきましては、その基本計画に基づいて実施計画を行っていくということでございまして、まず第3次総合計画の後期基本計画の中では、新清掃工場の整備というのはございましたが、その整備した後の解体というところの記載まではございません。そういったことで、基本計画に基づく3カ年のローリングという実施計画がございますが、そこに触れていないというのが現状でございます。今現在、第4次の総合計画を策定する年度でございますので、そういった解体なり跡地利用についての記載というのは、当然入ってくると考えております。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 清掃工場の解体時の対策についてでございますが、 近々で御所市のクリーンセンターが解体工事をやっておりまして、その中で解体後 の土壌調査とかという形のものもやられております。

焼却施設の解体についての基準につきましては、先ほど植田議員のほうからもご説明ありましたとおり、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策要綱や廃棄物焼却施設解体作業マニュアルに基づきまして実施しなくてはなりません。また、解体前に、労働基準監督署に対しまして解体撤去計画書を提出する必要もあります。その中で、粉じん飛散防止やダイオキシン暴露防止対策に係る項目を記載しなければならないと聞いております。それに基づいてやっていく予定をしております。

それと、土壌調査につきましては、敷地内で数カ所ダイオキシン類の測定を行い、それを参考にしながら、本町も清掃工場に対して実施していきたいなと考えております。

清掃工場解体のスケジュールにつきましては、今年度中に解体工事発注仕様書を

作成し、それ以後、現清掃工場の設置条例の廃止を議会に上程する予定でございます。来年度早々に解体工事発注仕様書に基づき工事発注に着手し、9月議会で承認を得て工事に着手する計画であります。あわせて施工管理も行っていく予定でございます。計画では、来年度、平成30年度の2カ年の工事期間を見込んで解体する予定でございます。

焼却場跡地利用につきましては、先ほど町長のほうからも説明していただきましたが、ごみ処理施設跡地利用につきましては、地元自治会のご意見を参考にしながら進めていきたいなと。それと、その内容といたしましては、複合施設とか防災公園とかいろいろありますが、先ほど先生のほうから議論の中でありました防災倉庫とか、そういうものに関しましても、検討する課題の一つとして考えてまいります。

- ○議長(辻 一夫君) 植田議員。
- ○11番(植田昌孝君) ありがとうございました。

最初の総務部長のお話の第4次の総合計画の中の実施計画ですかね、3年間ずっとローリングしていくという中に、解体工事もそうですけども、跡地利用のことについても、計画として載せていただいておいたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回この質問をさせていただきましたのは、先ほども申し上げましたように、私も議員をさせていただいてから、たまたま私が住まいをしておりますのが西竹田でございまして、清掃工場が私の、30年ぐらい前から窓をあけると煙突が見えるわけですね。ずっとここで住まいをしておりまして、ようやく解体の時期を迎えるということで大変感慨深いものもあるんですが、私はこのことについて、昨年地元自治会に対して、この1年半延長のことがいろいろございました。地元自治会に対して説明が不足しているのではないかということで、当時、町長にも何度か面談をいたしておりました。なかなか前向いて話が進まなかったせいもございまして、実は地元自治会にこのことをご存じの方がたくさんいらっしゃるのかどうかはわかりませんが、昨年1月に私ども自治会が弁護士を通して町に通知書という文書を出させていただいております。ご存じの方もあるかもわかりませんが、少しちょっとこのことを最後に申し上げておきたいと思います。少し読ませて

いただきたいと思います。

通知書といたしまして、「当職は西竹田自治会の会長の代理として、田原本町清掃工場に関し、以下のとおりご通知申し上げます」ということで、これは大阪市北区西天満にございます弁護士事務所、西島佳男さんという弁護士にこの通知書を書いていただいて、寺田町長のほうに当時通知をしております。これは経過が少し書いておりますので、少し長くなりますが、ちょっとお聞きをしておいていただきたいと思います。

「田原本町が本件工場を運営していますが、西竹田自治会の住民は、本件工場が 排出する煙など種々の近隣被害を受けているため、西竹田自治会は、本件工場の操 業当初からその住民の意を受け、本件工場の操業停止に向け、田原本町との協議を 続けてきました。そして、平成17年9月22日付協定書(本件協定書といいま す)において、田原本町と西竹田自治会との間で、田原本町が本件工場の操業を平 成27年9月30日までとし、いかなる理由が生じようとも同日以降の操業は行わ ない旨の約定が交わされています。2番、しかるに田原本町は、平成26年11月 10日付田原本町清掃工場移転問題対策委員会(以下、単に対策委員会といいま す) 宛て文書をもって、本件工場の操業を平成27年10月以降も継続する予定で ある旨表明しています。しかし、本件工場が西竹田に位置するので、西竹田自治会 の住民の多くは、対策委員会を構成する6カ大字の中でも本件工場による近隣被害 を最もひどく受けているため、本件協定の約定に反する操業期限の延長を受け入れ ることができません。そして西竹田自治会は、その住民の意向を受け田原本町に対 し、約定に反する操業期限の延長に関し、西竹田自治会及びその住民に対して直接 説明するよう再三求めてきました。しかし、田原本町はこれに係る説明につき、対 策委員会に対して行うことで足りるとし、上記求めを拒絶しています。この点、対 策委員会は6カ大字の自治会が構成となり、本件工場の移転対策などを行うことを 目的とする組合ではありますが、西竹田自治会及びその住民は対策委員会に対し、 本件工場の近隣被害に関する田原本町との間の協定を委任したものではありませ ん。また、そもそも本件協定は田原本町と対策委員会の間で締結されたものではな く、田原本町と6カ大字の各自治会との間で締結されたものであるため、これに反 する操業期限の延長を行うについて、各自治会との間で協議を尽くす必要があるこ

とは言うまでもありません。なお、西竹田自治会の各住民は、本件協定に拡張的に拘束される法的理由はなく、本件工場によって受ける近隣被害がその受忍限度を超える場合には、田原本町に対し損害賠償請求や本件工場の操業停止を求めることも可能であります。さらに、田原本町が西竹田自治会及びその住民に対し、求められた説明を一切することなく本件協定に反した操業期限の延長を行うことになれば、西竹田自治会の各住民が受ける近隣被害がその受忍限度を超えるものと評価されると考えられます。4番、以上のように西竹田自治会は現時点において、本件協定書に反する本件工場の操業継続を受け入れる意向はありませんが、これまで求めたとおり、本件工場の操業継続が必要となった経緯、仮に継続する場合の最終期限、再延長の可能性の有無、延長に伴う補償に関する田原本町の意向などにつき、本書をもって再度説明を求めますので、田原本町におかれましては、本書到達後、直ちに西竹田自治会及びその住民に説明をしてください」という文書を平成27年1月に出させていただいております。これは、先ほども申し上げました西竹田自治会の会長の代理ということで、大阪市北区西天満の西島佳男弁護士から通知書が渡されています。

こういう事例があったということを、ご承知おきをしておいていただきたいということでございますが、こういうことがあるということは、行政が地元に対する説明不足がやっぱりあって、今後この解体工事についても、このようなことがないようにお願いをしておきたいということを強く要望しておきたいと思います。もし何かご意見があればお答えをいただきたいと思いますが、私の質問はこれで終わりたいと思います。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず、植田議員のご質問に対する回答でございますが、地元 自治会との約束事をやはり反故にするのは、行政として不信感を招くことになると 私は考えております。この操業延長についての経緯も、私も存じておりましたが、 今後こういうことがないように操業停止、そして解体に向け、地元自治会ときちん と協議をした上で、ちゃんと持っている資料もオープンにした上で、解体に向けて 進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして11番、植田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

(10番 吉田容工君 登壇)

○10番(吉田容工君) それでは、通告どおり一般質問させていただきます。 私は、今回3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点目は、やまと広域環境衛生事務組合についてであります。

御所市栗阪地区で、御所市、五條市、田原本町のごみ焼却場の建設が進んでいます。ところが、今でも住民の多くの方々は、そんな遠いところで大丈夫かと心配されています。そこで、やまと広域環境衛生事務組合を議会がどのような議論をし、ゴーサインを出したのか、その経緯を紹介させていただきます。

平成23年1月31日臨時議会で、「御所市・田原本町一部事務組合設立議案」が可決され、3月1日に設立されました。その後、全員協議会で五條市から参入依頼が出され、一部事務組合議会に参加された議員から、「御所市長にあきれ返っている。目の前でころころ変わられる」とか「向こうの議会を信頼できるのか」等の発言があり、「そんなんやめといたほうがええ」ということになりました。その後、平成23年6月10日本町議会は「御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入に反対する決議」を全会一致で採択しました。ところが、その年の11月14日、「御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の加入について」を賛成11、反対3で採択しました。わずか半年で180度判断が変わりました。その要因は、当時の町長が各議員を説得に回られたことです。

その1番の理由は、「建設コストが安く上がる」ということでした。そのときの資料を見てみると、中継地用地費2,650万円、運搬中継所5,000万円、中継所建設費合計は7,650万円です。焼却炉建設費73億900万円、破砕処理施設11億4,000万円、調査費1億800万円、解体費6億円、焼却炉建設費合計は91億5,700万円でした。実際にはどのくらいかかったのかといいますと、中継地建設費では、用地費用は1億4,928万円、本体建築費——中継地の本体ですけども——8億2,988万円、造成設計測量費9,034万円、矢部への環境整備費等が約1億3,000万円、満田への環境整備費が約1億円、合計すると中継施設建設費は12億9,950万円となります。7,650万円が12億9,950万円に膨れ上がっています。

世間では、こんな仕事は責任を問われます。前任の町長がいいかげんな数字を並べて議会をだましたと言われてもおかしくないぐらい、金額が違います。だました町長が悪いのか、だまされた議会が悪いのか、私はどっちも悪いと思います。そして、どちらも責任をとらない。結局は、負担は住民に押しつけられるということになります。

そこで質問します。副町長はこの事実を認められますか。どう説明されますか。 前任の町長と一緒に進めてこられた責任者として、住民の皆さんにわかりやすい説 明を求めます。

次に、御所市内の地元対策について確認します。本町は、御所の地元への協力金

として1億円を栗阪自治会に支払いました。また、環境対策費として、本町が1億 700万円、御所市が9,300万円、五條市が2億5,000万円拠出して環境 整備基金に合計4億5,000万円積み上げました。これらについては、副町長か ら「御所市内の地元への迷惑料で、これ以外は発生しない」という説明を受けまし た。この環境整備基金の交付対象自治会が栗阪自治会だけだったのが、小殿自治 会、朝町自治会、その他に広げられていてびっくりしました。さらに、小殿と朝町 の協定書には「広く市民に利用していただける、健康増進を目的とするサービスを 提供できる施設を建設する」と第3条に明記されていました。そこでこの間、健康 増進施設とはどういうもので、環境整備基金で建設費を賄えるのかと、何度となく ただしてきました。昨年の9月議会では、「風呂施設やプール、トレーニングジム などを備えた健康増進施設を建設する」、また「建設費に約5億円程度かかる」、 「環境整備基金の残額を充当して不足分の約1億3,000万円を本町が負担す る」、また「可能な限り財政負担の軽減に努める」と答弁されています。この健康 増進施設については、今年の御所市の予算に健康増進スポーツ施設建設事業費6, 909万円が計上されています。うわさでは、新たに土地を購入し、そこに宿泊で きる施設とスポーツジムを併設するという話を耳にしています。大変話が大きくな ってきているように感じます。

そこで質問します。健康増進施設はどこまで具体的になっているのか。前任の町長は、毎月1回3首長で会合して検討していると答弁されていました。詳しくご存じだと思いますので、町長に答弁を求めます。

宿泊施設については、ラグビーの関係で需要は多いと聞きますが、高校生相手の 事業で採算がとれるとは思えません。建設費だけにとどまらず、運営費の負担も発 生するのではないか、心配するところです。やまと広域環境衛生事務組合に対して 予定外の支出として、御所クリーンセンターの移転補償費約1億3,000万円を 既に支出しています。

そこで質問します。健康増進施設のイニシャルコスト、ランニングコストとも、 本町の負担は発生しないのか、町長の答弁を求めます。

御所市にごみ焼却場を建設すると報道されたときから、住民の皆さんは余分な負担を求められるのではと心配されています。また、中継施設建設費の事例でも明らかなように、この計画は全く稚拙な検討しかされていません。御所市と伍して取り組む町長の姿勢が求められています。住民の皆さんに負担を押しつけない決意の表明を求めます。

次に、2番目として、中学校給食について質問させていただきます。

平成25年12月議会で「中学校給食の早期実現を求める請願」を採択して以降、教育委員会が、食育に関する学習会、中学校給食検討委員会と積極的に取り組んでこられたことに敬意を表します。先月の教育委員会で、中学校給食について具体的な内容を決められたと聞いております。

そこで質問します。中学校給食の実施時期、実施方法等決められた内容はどうい うものですか。明確な表明を求めます。

中学校給食検討委員会の答申書には、①各家庭での給食実施の要望は強くなっていること。あわせて、弁当を持参できない生徒への配慮が必要である。②として、学校給食は教育活動の一環として実施する。学校全体の食育が深まる。生徒のみにとどまらず保護者への情報発信することで、家庭における充実した食生活の実現や地域の食文化の伝承にもつながることが期待される。等が書かれていました。今は、中学校給食を実施したらそれでオーケーではありません。

そこで幾つかの事例を紹介します。埼玉県春日部市では、町の人が思う町の魅力、愛着、誇りを醸成するプラスワン・ストーリー・プロジェクトの中で、「町全体で給食を体感する事業」に取り組んでおられます。子どもたちに人気のある給食メニューのレシピを公開し、学校でも家庭でも食べることができる。家庭でも給食

の話が弾む環境を作ろうとされています。宝塚市では、震災の経験からアルファ化米を使ったおにぎりを子どもたちが握る「防災給食」を実施されています。宇陀市では、「学校給食地産地消率を2020年に20%にする」宇陀市産を20%にする取り組みに向けて、管理栄養士、調理師、生産者を交えて進めておられます。また、魚料理は、レトルト包装のものは使用しない。和風だけでなくカレーチーズ焼き、バルサミコ酢ソース、チリソースなどバリエーションを増やす。子どもたちが苦手な豆類をミートボールに合わせてじっくり煮込む等、夏休みには新しいメニュー開発に取り組んでおられます。すばらしい取り組みだと思います。県内の全ての中学校が給食を実施するから本町も実施するという受け身の姿勢ではなく、本町のまちづくりの取り組みの一つに学校給食を位置づけてほしいものです。

そこで質問します。どのような目標を設定し、中学校給食をまちづくりに生かしていきますか。積極的な活用を期待しています。

以前、本町の特定野菜であるナスを給食に使っているのかとただしたとき、部長からは「子どもたちはナスが苦手で使ってない」という答弁をいただいたことがありました。今回質問するに当たりインターネットで紹介されている学校給食メニューレシピを検索したところ、ナスを使ったレシピがたくさんありましたので紹介します。夏野菜の肉みそ和え、ナスとトマトのグラタン、ナスと豚肉のみそ炒め、マーボーナス、ナスのボロネーゼ風パスタ、チリコンカーン、ナスのうま煮、ドライカレー、鶏肉とナスとレーズンのレモン煮、ナスの挟み煮、じゃじゃ麺、揚げナスの肉みそのせなどがありました。これだけバラエティーに富んでいたら食べるのが楽しみになります。ぜひ本町でとれる野菜を子どもたちがおいしいと食べる町にしてほしいものです。

3番目、最後ですが、町道認定について質問させていただきます。

旧町内は町全体が商店街です。かつては大変にぎやかな商店街でした。桜井から 王寺からたくさんの方が買い物に来られていました。私の住んでいる伊与戸や大木 では、今でも「町に行く」といったら旧町内に行くことです。郊外に大型店がで き、2000年に大規模小売店舗立地法が成立し大型店の規制が緩やかになって以 降、買い物客が少なくなり、お店の数も少なくなって現在の状態になりました。こ のような商店街の衰退は全国的な傾向です。その中で問題となっているのが、夜開 いている店がなく、人通りも少なくて、犯罪の温床になってしまうことです。旧町内のお店は少なくなっていますが、どの店も企業努力を怠らず頑張っておられます。おのおのの商店街が今でも頑張って街灯をつけて夜中でも通りを明るくしていただいています。おかげさまで、終電で帰ってきても安心して歩ける状態を保っています。町の方々の気合いを感じます。

駅前活性化の一環として、4月に取り組まれたやどかり市ではたくさんの方でに ぎわいました。近所のお店の方からは、「久しぶりに人が集まった感じやね。こん なんやったら3カ月に1回でもやってくれたらええのに」とおっしゃっていました。本町駅前の顔としても、イベント会場としても、一体感のある商店街として管理していくことが求められています。ところが、戎通りは舗装がばらばらです。県 道とされるところは、全く舗装がほったらかしです。側溝が壊れているところもあります。

そこで質問します。なぜ一本の道なのに一部町道という状態になっているのか、 明確な答弁を求めます。

4月のやどかり市の成功を力に、秋にもやどかり市を計画されていると聞いています。これからも本町駅前の顔として、イベント会場として活用するためには、戎通りを町が管理することが必要と考えます。

そこで質問します。これからも戎通りをイベント等に活用していきますか。県道 を町道認定し責任持って管理しますか。結論だけでなく理由もあわせて答弁をお願 いします。

私は、旧町内全体が商店街という状況が大変魅力的な町と思っています。町全体を展示場にした、例えば絵手紙を各地から集めて町全体に展示し、各地から見に来てもらうなど、人を引きつける取り組みは可能だと思います。そのためにも、「県道だからほったらかし」状態では、町の取り組み姿勢が問われます。県道を整備するよう県に実施を求める。県が動かなかったら、町が責任を持って対応する姿勢が求められています。駅の西側は、駅前広場、南街区開発等次々にきれいになっていきます。駅の東側は、せめて道路舗装だけでもきれいに整備されることを求めて、私の一般質問といたします。

○議長(辻 一夫君) 町長。

## (町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 10番、吉田議員の第1番目、「やまと広域環境衛生事務組 合について」のご質問にお答えいたします。

まず、健康増進施設建設につきましては、新焼却炉建設に際し、地元同意の条件であり、必ず履行しなければならないと認識しているところであります。

現時点での施設の事業概要と進捗状況につきましては、事業主体が御所市で、用 地鑑定業務、測量業務及び設計業務などの委託料約6,900万円が本年度、御所 市の予算に計上されております。

本施設につきましては、施設の収容能力や延べ床面積、また、駐車場や環境整備などに必要な敷地面積の算出など、今年度中にコンサル業者を選定し、施設基本計画及び設計に必要な諸条件を模索されているようにお聞きしております。

したがいまして、本施設のイニシャルコスト、ランニングコストがどれぐらい本町の負担になるかは、現時点では把握できないところであります。町民の皆様にできる限りご迷惑のかからないように、また、財政負担の軽減に努められるよう十分精査し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 副町長。

#### (副町長 石本孝男君 登壇)

○副町長(石本孝男君) 引き続きまして、ごみ中継施設田原本町清掃センターの整備検討の変遷につきましては、昨年の第1回定例会でも答弁したとおりでございますが、平成20年度当時、ごみ集積に伴う中継施設を使用して、そこでごみを積みかえて搬送し対応している自治体が少なく、既に建設されておりました自治体の施設を参考にいたしまして、本町におきましても十分対応できるものとして進めてきたところでございます。

計画を進めるに当たりまして、広域的な対応による他自治体の取り組み方が変化したことも参考に、本町におきましてもダストドラム方式を採用し、さらに事務棟、収集車両車庫棟の設置をするなど、施設の充実、合理化を図ることによりまして、また、周辺環境にも十分配慮した施設へと変更したところであり、このような経緯によりまして当初計画よりも敷地面積を拡大し、また、事業費が増大したもの

でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 教育部長。

(教育部長 竹島基量君 登壇)

○教育部長(竹島基量君) 続きまして、第2番目、「中学校給食について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、教育委員会では、附属機関として設置した「中学校給食検討委員会」からの答申書を踏まえて、5月の定例教育委員会で「田原本町中学校給食基本方針」を策定いたしました。この方針につきましては、中学校給食導入の基本的な考え方として、「食育の推進」、「地産地消の促進」、「温かくおいしい給食・安全で安心できる給食の提供」を柱としております。

そして、実施方法については、各中学校の給食調理施設で調理した給食を提供する自校方式を基本とすることをはじめ、「衛生管理」、「安全管理」など中学校給食を運営する上で必要な事項の基本的なあり方を定めております。これをもとに、本町に最も適した中学校給食の方向性について町長部局と協議を進め、今年度は給食調理施設建設に向けた基本設計業務を行い、来年度には実施設計に係る予算案を計上させていただき、国庫補助金の交付申請を行いたいと考えています。

次に、「どのような目標を設定し、中学校給食をまちづくりに生かしていきますか」とのご質問でございますが、先ほど申しました「基本方針」にある「食育の推進」、「地産地消の促進」において、給食を生きた教材として活用する取り組みと学校全体で充実した食に関する教育を進めるとともに、地域における食文化の伝承と関心を深めるためにも、奈良県産、町内産の新鮮な食材を積極的に活用する取り組みを進めることも目標でございます。

議員にご指摘をいただきましたナスを使ったメニューについても、カレーライスやマーボーナス、秋ナスのミートスパゲティーなどを取り入れるなど、少しずつではありますが取り組みを進めているところであり、お示しいただいた先進地の事例等を含め研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。

## (産業建設部長 森 博康君 登壇)

○産業建設部長(森 博康君) 続きまして、第3番目、「町道認定について」のご 質問にお答えいたします。

まず最初に、一本の道で一部町道という状態になっている道路につきましては、 平成8年に町道田原本停車場線として延長47メートルの認定を行っております。 本町道は、緊急地方道路整備事業によるウォーキングトレイル事業、平成8年から 13年までの間ですが、そのときに整備する中で、広域レクリエーションネットワ ークの唐古・鍵ゾーンの県道の一部を町道認定したものでございます。

ところで、県道から町道への移管及びその後の管理につきましては、本町から県へ申請することはございません。県から移管に関しての要望があれば、県と町との事務処理要領等において、旧の管理者が手続を終えた後に、議会の承認を得て町道認定を行い、町と県が引き継ぎを交わし、供用開始となります。

また、県道の改修や維持補修等の要望につきましては、町に連絡をいただければ、現地確認の上、写真等を添えて中和土木事務所に対して随時報告を行っております。

次に、戎通りのイベント等への活用につきましては、4月24日開催のやどかり 市では、好天にも恵まれ、町内外からの多くの来訪者を迎え、各方面から大変盛況 であったとのご意見を多数いただき、田原本駅前活性化の第一歩ではないかと喜悦 を感じております。

この駅前活性化の取り組みといたしましては、平成25年度より、駅前ににぎわい創出の一つとして、ワークショップによる活性化会議を利用し、田原本駅東側において、やどかり市を開催してきたところでございます。

これからも、駅前商店の皆様の意識が変わり、自己の表現や喜び、活気があふれた状況を回復できるようにサポートしながら、田原本駅西側広場を活用した駅前マルシェの開催と連携し、地元商店街が元気になるきっかけづくりのために、にぎわい創出を図り、地域の活性化の取り組みに協力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 答弁ありがとうございました。

ただ、いろいろしゃべっていただきましたが、ほとんど答弁になってないです。 私が聞いたことに答えていただいてない。それでは2回目として、その点をちょっ と指摘させていただきたいし、ちゃんと中身をお答えいただきたいと思います。

まず、やまと環境衛生事務組合の健康増進施設なんです。

町長の答弁からしますと、今本町の負担はどのぐらいになるかわかりませんということは、今後、御所から請求されたら、それに応じて幾らでも払うということを宣言されたと同じようなことを答弁されていますよね。そうじゃないんだと。副町長が約束されたように、環境整備基金で賄うんやという答弁をしていただきたいと私は思っているんですけども、今の答弁でしたら、町長は御所から要請されたら幾らでも払うと、イニシャルコストもランニングコストも払うという答弁されたと同じだと受けました。その点では、全然住民の期待に応えられる答弁でないと思っています。

そこで、この健康増進が地元同意の条件であるとおっしゃいましたよね。そこで、具体的にどのような施設を地元が求められているのかというのを私知りたいんですよ。文書としては書いていましたよね。広く市民に利用していただける、健康増進を目的としたサービスを提供できる施設を建設すると。これの条件でいきますと、今言われているラグビーの関係の宿泊施設、ゲストハウスなんて全然関係ないですよね、広く市民が利用できませんからね。そんなんは健康増進施設じゃないやないかと、地元が求める要望じゃないでと、栗阪や朝町が求めている要望じゃないと私は思うんですね。その点では、当初、協定書結ぶときですね、地元から具体的にどんなん作ってくれという要望出たんかと、出てあったのかということを、やはりちょっと答えていただきたいなと思うんです。

それとともに、本当にどこまでも、御所がこんだけ必要や言うたら出すんかとい うところについて答弁願いたい。

次に、副町長にお答えいただいた中継施設の件です。

今のお答えによりますと、事務棟も収集車両の駐車場も、当初は全く計画に入ってなかったという答えをされたということですよね。そしたら、どうするつもりやったんかと、そんなことも考えてなかったんかということが疑問になるわけですわ。よう考えたら、これも要るで、あれも要るでから、1億未満でできるやつが1

3億もかかってしもうたということになっている。ここについてやっぱし、ちゃんと住民の皆さんに説明せんと、建設費が増額したものですだけでは、ちょっと納得できるような答弁じゃないと思うんですね。

当初、そんなん事務棟もなかった。収集車の駐車場もなしと。ドラム方式もなしで、ただ車で来て、ぼんとトラックに積みかえるだけやと。木津川市の施設やと思いますけど、木津川市は木津川市であって、田原本町の現場からしたら、事務棟も要るでしょう。収集作業した人がやっぱし汚れますんで、風呂入るかシャワーかかるかどうかわかりませんが、そういう衛生面も要るでしょう。そんなんは考えてなかったんですかという質問を私はしているわけですから、考えていませんでしたという答弁やと思っていますねんけど、それはちょっと明確に示していただきたいなと思います。

そして、給食です。これも、実施方法は自校方式というんがあったんですよ、時期については明確に答えていただけませんでした。何事でも時期を目指し、この時期にやるんやということを決めて、逆算で取り組んでいく。これがやっぱり事業の成り立ちやと思うんですね。その点では、本当にいつ実施に向けてどういう努力をするかということが試されているんやと思います。その点を、時期をちょっと明確にしていただきたいなと。

それと、この間、国の補助金も幾らか出てまして、去年は奈良市と大和郡山市が、農林水産省の6次産業化ネットワーク活動交付金を利用されて、給食費を1食当たり60円ぐらい安くなったという話聞いています。で、これは利用されているのかと。一応国のほうへ聞きますと、6月中まで手挙げてもろうたら対応できますよと、今も言うておられます。それはする気があるんかどうかというところを聞きたいと。

それと、給食棟の建設地です。私はね、大変田原本中学校は手狭やと思います。 その点では、田原本中学校の北側にある旧体育館、ここに給食棟を建てられたら大変有効にいけるんじゃないかと。しかも、この給食棟つくるだけじゃなくて、中学校給食するだけじゃなくて、この給食棟を使って、例えば1日10食、あるいは15食限定で地域の人も食べられますよというランチルームみたいなものがありましたら、地元の人の話をする場所にもなる。その点では、多目的に考えるというの が、お金の有効活用やと思うんです。

そういう点では町長に聞きたいんですけども、この旧体育館、この跡地を給食棟として、また、それに伴う年配の方でも集まれる、集える、そういう施設にするというような考えは、今言うたとこやからないと思いますんやけども、そういうのを検討していただけないかなというところですねん、それをちょっと質問したいと思います。

そして、町道の認定です。これも全然答えていただいてないですね。駅前の一部については、県道の一部分を町道認定したんですよ、田原本町は。ところが、それ以外の県道はほったらかしにしたんですよね、ほったらかしているから、田原本町に整備する責任はないから県にやれと言うているけど、やらへんねんというのが今の状況なんです。そこで、部長が答えられたように、本町から県へ申請する気はございませんという話をされたんですよ。私は何でそれをせえへんのかと聞いているわけやから、全然答えになってないねん、その答弁はね。

ですから、あの戎通り1丁目、2丁目、3丁目、商店街をね、部長はちゃんと地域の活性化のために協力していきますとおっしゃっているんやから、商店街を一体的にきれいにしてやったら、すごい協力になると思うんですよ。それを一部は側溝も潰れていると。がたがたということないですけども、やっぱり商店街の前の道としてはふさわしくない状況になっているのは確かやと思いますんでね、それを県が、言うてみたら、それせえ言うまでせえへんねんというのではあかんわけでね。やっぱし田原本町自体がここをきれいにしたいねと、そのために県に協力してやと、もし協力してくれへんかったら自分でするでと、そのぐらいの意気込みでいかへんかったら、部長のおっしゃるような地域の活性化の取り組みに協力したと言えへん違うかと思うんです。

そこで、先ほどおっしゃったような、何できれいにする気はないんかと。それは 田原本町がする気がないからやと受けとめてええんかと。答弁をお願いします。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず、健康増進施設につきましてでございますが、ラグビー の施設ということも今は、その言葉自身は会議の中で出てきておりません。まず、 協定書の中では、地元住民が喜ばれるお風呂という話が出てきておりました。その

お風呂の建設に関して、5億円程度という話がございましたので、その計画でいきますと構成市町村の負担分、特に田原本でございますが、1億3,000万円のベースでという形が今までの議会答弁でございます。これ以上追加負担のない形で今進めております。決して、言われるがまま全て出すということもありませんので、この1億3,000万円をベースで考えておりますので、それはそれ以上、町民に負担を求めるというつもりは、私はございません。

続きまして、第一体育館の跡地のことでございますが、前回の3月議会でご答弁 させていただいたように、以前でしたら売却という方針でしたが、それを公共施設 としての利用を考えることもやぶさかでないということで、今その検討に向かって おります。

もちろん公共施設ですね、田原本町としてこの土地をどのように利用していくか、どう有効利用していけるかという方向で向かっておりますので、今議員お述べの給食の施設も、もしかしたら、その公共施設の中に入るかもしれませんし、防災というキーワードも入ってくるかもしれません。ただ、公共施設としての利用価値を私は見出しておりますので、それに向けて計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 副町長。
- ○副町長(石本孝男君) 先ほどの中継施設のご質問でございます。

確かに、平成20年当初検討しておりましたときには、積みかえ施設だけというのは去年の1月の議会でも答弁しましたとおりでございますが、その当時は収容管理施設ですね、環境管理課の管理施設は現有施設を使おうじゃないかというのが、一番初めのスタートの積算だったというのは、1月のときにも説明申し上げた内容でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 教育部長。
- ○教育部長(竹島基量君) 中学校給食の実施時期についてですが、先ほど申し上げましたように、来年度国庫補助金の申請を行わせていただきます。この補助金につきましては、平成30年度交付に係るものでございます。30年度に国の補助内定が見込まれましたら、給食調理施設の建設等に要する予算案を提出させていただき

たいと考えており、内定が得られれば、入札、議決、契約等を経て建設に着手したいと考えております。この後、給食試行準備期間等を含めて十数カ月はかかるものと考えております。

次に、奈良県学校給食地産地消促進事業補助金についてでございますが、昨年度は活用いたしておりません。今年度につきましては当初予算に計上しておりましたが、28年度については事業が中止されたということでございますので、また募集がありましたら活用したいと考えております。(「今、そこの補助金ないか、確認してくれるかな」と吉田議員呼ぶ)

はい、確認させてもらいます。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 行政の管理区分が違うという形のもんで、管理する 気がないのかという形でご質問されましたが、県道を新たに町道へ代替えするとい うような形になったときには、課題を解消しなくてはなりません。その課題という のは、地図の訂正、道路補修、水路補修、浸水区域の改修、看板類の修正・補修が 必要でございます。さらに、官民境界が複雑な場合もありまして、なおかつ占用物 件の占用状況も確認しないといけません。その中で管理区分をなくした状態で、町 のほうが前向きに管理区分外のところの整備を進めていったときに、後々、全ての そういう問題、トラブルに関して町が解決しないといけないような状況になります んで、そういうことをしてない、できないという形のもので考えております。
- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 教育委員会、私もちょっとうろ覚えなんです。ただ、別のね、例えば文部科学省の「社会的課題に対応するための学校給食の活用」という点の補助金とか、農林水産省の「学校給食のための地産地消活用」の消費関係に関する交付金とかがあると思いますので、また調べといてください。

最後、3番目の質問になります。町長に聞きたいのは、今の話では、ランニング コストは負担するということになるんですか。ならないんですか。そこをちょっと 答えていただきたいと思うんですよ。今の答弁でしたら、イニシャルコストの建設 費の1億3,000万円でトップやと。しかも、お風呂やということで限定されて いると、地元の要望に応えるということやからね。御所市がどう使うかは御所市のお金やってもろうたら、そんでいいからね。地元の要望に応えるとしたら、どうします。うちとしたら、地元がお風呂と要望してあるんやったら、お風呂のお金出しますよと。それやったら1億3,000万円です。ただ、ランニングコストまで行きませんよというとこなんかどうかと。いや、だらだら行きますよというとこが心配なとこですんで、そこを答えていただきたいなと思います。

それと道路ですけどね、要するに今の部長の答弁では、田原本町として、おとろしいからやれへんわという答弁ですよね。こんな問題がある。こんな問題がある。例えば、今町道認定していますよね、停車場前、竹村化粧品の南側から観光ステーションのところまでやっていますよね。あそこが町道ですよね。で、あそこから駅へ入る道は町道じゃないですよね。でも、あそこも一緒に舗装していますよね。ウォーキングトレイル事業の一環として。今の、さっきの部長の答弁と全然違うことやっているじゃないですか。あそこは誰の所有者かというたら、3本になっているんですよ。国の道路と近鉄の道路が2筋と、3筋あの一本の道へ通っていると。そこを舗装しておきながら、町道認定していませんよ。民間の土地ですわ、言うてみたら。民間地を舗装しておきながら県道について舗装したら、田原本町に責任が来たらあかんからせえへんという答弁なんて、成り立ちませんよ。

本当にこの駅前の活性化に協力するんやったら、どうしたら、それを解決するかという方向で考えんと解決できません。今までの対応は、先ほど町長から縦割り行政の話をされていました。縦割というのは、役場内の縦割りもあったら、これは国、これは県、これは町という縦割りもあるわけですわ。その点はかなり定着してしまって弊害の部分があるということですよね。でもね、田原本町をどう元気つけるかというのは、縦割りは関係ないんですよ。どうしたら、それをクリアできるかと考えるのが職員の仕事やと私は思うてます。その点では、側溝が潰れているあんな道路をどこまで放っとくんやというのが住民の声ですよね。それに対して、田原本町は県道やから知りませんという態度をとるんか。民間の土地でも舗装しているのに、何でここしてくれへんねん言われたら、どういう答弁しますんよ。やる気ないということだけですか。口だけですか。地元の地域の活性化に協力していくというのは、口だけなんですか。どこまでやる気あるか示してくださいよ。お願いしま

す。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 議員の質問のランニングコストの部分でございますが、協定の中では、お風呂相当分に関しては、費用分の負担があるというふうに理解しておりますので、お風呂相当分のランニングコストに関してはかかってくるものと私は考えております。

続きまして、先ほどの道路の戎通りのところでございますが、今回やどかり市という形で、活性化の一助となればということで町のほうも入らせていただきましたけれども、町民にとっては、ここが県道、ここが町道、ここが私道って書いているわけでもありません。駅前の道路は道路でございます。町内にある道路。それをどう有効利用していくかというところは、行政区分は関係ないと私は考えておりますので、やはり私がそこをどう活用していくかをしっかりと明確に目標を立てて、県と協働して、そして地権者とも協働し、活性化に向けた、弊害にならないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。(「それは、具体的には町道、町が責任持って舗装するということなの。そうじゃないの。せえへんやったら答弁要らんわ。部長答弁してよ」と吉田議員呼ぶ)

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 先ほど吉田議員のほうから、近鉄の駅周辺の話がありましたけど、その道路を整備する中で、私道と県道に関しましては、国庫補助事業を有効活用するという形のもので、私道の承諾、県道に、県の管理のほうに了解をしていただいて、その部分だけを舗装改修、カラー舗装をさせていただいた経緯でございます。(「町が積極的に動いたんやろう。だからできたんやろう」と吉田議員呼ぶ)

あ、それはウォーキングトレイルで駅前から鍵・唐古の動線をカラー舗装で表示 したいという形、観光の絡みもありますねんけど、そういう形のもんで考えた形 で、そういう施工の仕方になってしまいました。

それと県道、管理区分の関係で、県道に関しましては、過去にいろいろ県道大和 高田桜井線というのがありまして、その管理区分を町のほうに移管するというよう な話が平成の初めぐらいにありましてんけど、県のほうからいろいろ条件的なもんで改修工事、町が将来的に管理していかなあかん上で、県が責任持って改修していただいて、その以降に町が引き継いでやっていくという経緯で、県下の市町村でも整備しているのが現状なんで、吉田議員がおっしゃったような形のもんも必要と思いますが、中和土木に対しましていろいろ要望していって、共同で考えていきたいなと思います。

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして10番、吉田議員の質問を打ち切ります。 続きまして、7番、西川議員。

## (7番 西川六男君 登壇)

○7番(西川六男君) 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

熊本地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに被災された 皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を切望いたします。

しかし、同様に、いつこの田原本町にも大地震が起こるかわかりません。町内の5つの幼稚園の11棟の園舎のうち、震度6の地震で「崩壊の危険性が高い園舎が8棟、崩壊の危険性がある園舎が2棟、耐震性があるのはわずか1棟」と、約90%の園舎が危険であると専門家から診断が出ております。一日も早く対応し、子どもたちの命を守るべきだと考えます。

倒壊の危険性が非常に高いと診断された後も3年余り何ら対応されなかった園舎 もあり、このまま放置することは町の怠慢であると言わざるを得ません。

3月議会でも紹介いたしましたように、三宅町では志野町長が子どもたちの学童保育などに利用している"つながり総合センター"が耐震診断でIs値0.03と判明した12月10日の翌日に直ちに閉鎖をされました。そして、早速3月議会で新築のための予算を提案されました。

森町長に2点お聞きしたいと思います。

さきの3月議会での私の質問に対して、「本年度に専門業者による幼稚園の耐震 化計画を策定し、その計画に従い個々の園舎に応じた安全対策を講じる」と答弁さ れておりますが、どのような計画をつくられるのでしょうか。

私はこの問題について平成27年12月議会で、耐震補強よりも建て替えを提案

いたしました。そして平成28年3月議会において、倒壊する危険性が最も高い I s 値 0. 0 1 の東幼稚園・北館を一日も早く建て直すべきであり、そして本年入園 児が 1 名の東幼稚園に保育所の機能を併有した町立の認定こども園を設置し、町に 3 1 名おいでになる待機児童の解消を図るとともに東幼稚園の園児数をふやす、その取り組みをされることを提案いたしました。私のこの提案について、森町長の見解をいただきたいと思います。

唐古・鍵遺跡の整備は進んでおります。私は今から8年前の平成20年6月議会で「唐古・鍵遺跡の整備、そして今後の活用を踏まえて町の活性化の一つとして隣接して道の駅をつくること」を提案いたしました。

その唐古・鍵遺跡整備検討特別委員会では、「遺跡見学者の駐車場が計画されていないが、どうなるのか」と多くの委員から指摘がありました。その委員から、遺跡に隣接して国道24号線沿いの南側か東側の農地を活用して駐車場を設置してはどうか、それに併設して道の駅を設置してはどうかなど、図を示すなど具体的で積極的な意見が出されました。しかし、町としては、国道24号をまたいだ遺跡の西側の0.7ヘクタールの土地に駐車場を設置し、そこに"道の駅もどき"の交流施設を設置する。しかし、信号等の設置は不可能であるとの町の方針を示しておられます。

今後、多くの方に遺跡の見学に持続的にお越しいただかなければなりません。また、まちづくりの一つとして交流施設(道の駅)を核とするためにも、葛城市などでも構想されておりますけれども、ほかの道に対して引けのとらない施設にするために、遜色のない十分な広さの駐車場と施設の建設面積等を確保していく必要があると私は思います。

また、遺跡見学者のための駐車場と遺跡の間に交通量の多い国道を横断しなければならないなど、構想に無理があるのではないでしょうか。現在の構想では、唐古・鍵遺跡という町にとって願ってもない資源と、町の活性化の一つとしての道の駅の建設が十分活用できていないのではないか、長い目で見て中途半端で費用対効果も期待できないのではないかと、私は危惧いたします。

寺田前町長が策定された駐車場兼交流施設(道の駅)の計画を、森町長は再考するお考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

次に、旧第一体育館の売却問題について質問いたします。

町は平成26年度決算で約9億円余りの黒字であり、基金の総額が約40億円あり、差し当たって町の資金を調達する必要もない中で、寺田前町長は昨年度、旧第一体育館の売却費を予算計上されましたが、森町長として寺田前町長の売却方針について再考する考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

町の組織の改編について質問いたします。

町政の推進に係る組織・機構の決定は、町長の権限と責任のもとで実施されるものと認識しております。町長に就任後2カ月余りで本年4月に行われました5部25課から5部23課への組織の変更について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

改編の目的についてご説明お願いいたします。

清掃工場推進室を廃止し、環境管理課に清掃工場推進係を新設された理由について説明をお願いいたします。

建設課を廃止され、「農政土木課」を新設された理由について説明をお願いします。

これまでの大震災を教訓に防災対策の担当を一元化した「防災対策課」、田原本町の教育を推進・充実するための「学校教育課」を、それぞれ新設すべきではないかと私は考えますが、いかがでございましょうか。

次に、竹邑議員からも指摘のありました職員人事について質問をしたいと思います。

武田信玄は「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵」を座右の銘にされていたと言われております。

職員の人事権は町長に帰属し、その権限と責任において行われるものだと認識しております。就任後2カ月余りの本年4月に組織の改編と人事異動された森町長にお尋ねをしたいと思います。

本年3月末人事は、私が知る限り、これまで最大の人事異動であり、今回の質問に当たり確認いたしましたところ、所属部局や組織改編に伴う職務分掌の異動を含めて約92名の異動で、職員数216名の約43%に及ぶ大きな異動を実施されました。

森町長にお聞きいたします。

今般の人事異動方針について説明をお願いいたします。

今回の組織改編に伴うものを除く実質的な異動で、「1年前に異動した職員が今回また別の場所に異動した職員」が15名、「2年で異動した職員」が10名、また、課長・課長補佐の管理職が同時に異動し、業務に影響があると思われる課が3件ありましたが、町政を推進していく上でどのようにお考えでしょうか。

次に、部長に内部からではなく県から登用されましたが、その目的を説明いただ きたいと思います。

最後に、再任用職員の「配置方針」についてお示しいただきたいと思います。

6番目の質問いたします。町の公金の預け先等の取引金融機関について質問いた します。

平成26年度決算によりますと、一般会計約127億円、特別会計約83億円、 水道事業会計約10億円、合計約220億円の歳入があります。この公金、すなわ ち税金を町は金融機関を利用し取引しておいでになります。

町長にお聞きをしたいと思います。

どの金融機関と取引するのをどなたが決めておいでになるのか、その金融機関と 取引を決めている理由・根拠をお示しいただきたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長(辻 一夫君) 町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 7番、西川議員の第2番目、「国史跡の唐古・鍵遺跡の活用 のために」についてのご質問にお答えいたします。

交流促進施設(道の駅)につきましては、基本構想により、唐古・鍵史跡公園との連携を図りつつ、来訪者と地域住民との触れ合いや、交流及び田原本町の観光等の情報発信について、効果的かつ継続的に実施する施設として整備することを目的としております。

また、交流促進施設のコンセプトといたしましては、地域の憩いの場、観光の拠点となる唐古・鍵史跡公園のコンシェルジュと位置づけており、庁内関係部署による唐古鍵遺跡活用会議により、交流促進施設を含む唐古・鍵遺跡の活用を検討して

おります。

現在、整備を進めております交流促進施設が史跡公園の駐車場を兼ねることは、 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会で、史跡公園全体の入り口がインフォメーションゾーンとして北西の位置になると見込まれることから、駐車場として、この入り口付近が一番適当な場所であるのではないかと、さまざまなご意見等、ご理解をいただいております。

駐車場台数につきましては、計画交通量や立ち寄り率などを参考に国道事務所と協議をしており、小型車・大型車合わせて約90台の駐車が可能とし、施設規模につきましては、延べ床面積は国の整備部分及び屋外テラス等を含んで約1,500平方メートルの予定で、県内の道の駅と比較しても、遜色のない規模であると考えております。

このたび、議員お述べのとおり、交流促進施設に車をとめ史跡公園に行くためには、国道24号線を横断することになります。当該交流促進施設につきましては、国との一体型の整備を進めており、奈良国道事務所との協議の中、史跡公園北西の国道交差点の改良工事も計画していただき、大型車を含む自動車の進入が、円滑に安全に通行進入できるように、歩行者の安全の確保ができる整備をお願いしております。

さらに、本町においては、交流促進施設建設用地の南側の町道12号線の車道部 を拡幅し、歩道も整備する予定であります。

信号機の設置につきましては、公園来園者や課外授業などの生徒が多く渡る交差 点でありますので、史跡公園の利用者の安全・安心を図るため、早急に奈良県警に 信号機設置の要望書を提出いたします。

また、史跡公園の駐車場を兼ねる交流促進施設としては整備を進めており、構想 を再考することはできません。

次に、第3番目、「旧第一体育館の売却の再考を」についてのご質問にお答えいたします。

旧第一体育館につきましては、都市計画法第1種住居地域で、大規模な店舗等の 建築を制限する地域であり、道路幅も狭く大型車の通行が厳しい地域であり、公共 施設として利用する必然性がないことで、土地及び建物を一体で売却することとな っておりました。

公共施設用地としての利用の可否を含め、さらに検討してまいりたいと考えてお ります。

次に、第4番目、「組織の改編について」のご質問にお答えいたします。

本年4月1日付人事異動では、組織の一部変更を行ったところでございます。広報部門及び観光部門においてさらなる充実を図るとともに、組織に機能性・関連性を持たせ、行政サービスを効率的に提供できるよう、課及び係の再編、統廃合を行ったところです。

秘書広報課を人事課と広報課に分割し、産業観光課、まちづくり推進室、建設課、土木管理課の係間の関連性を鑑み、「観光・まちづくり推進課」、「農政土木課」、「土木管理課」に組みかえ再編しました。

さらに、契約検査課を総務課に、清掃工場推進室を環境管理課に統合したところであります。清掃工場推進室の環境管理課への統合は、昨年度でごみ中継施設が完成したところであり、また、一部事務組合で建設中の新清掃工場の建設が本年度末で完成することを勘案したものでございます。

また、農政土木課は、変更前の建設課と産業観光課の農政部門を統合したもので、農業基盤整備のハード部門とソフト部門を同じ部署にしたものでございます。

防災対策課及び学校教育課の新設につきましては、必要性などを考慮し検討して まいりたいと考えております。

次に、5番目、「職員人事について」のご質問につきましては、前年度末で部長・次長及び課長級の定年退職者が多く、これにより課長及び課長補佐や係長の役職への昇格者の補充などを考慮し人事異動を行ったところで、人事異動の数が多い要因は組織の一部変更や定年退職者が多かったことが上げられます。

また、同時に課長や課長補佐が異動した部署もありますが、部署全体として事務に支障が生じないよう進めていくものと考えております。

県職員の派遣により住民福祉部長に任用いたしましたが、県職員としての知識の活用が期待されることや福祉政策が複雑になっている状況であり、県との調整が円滑に進められると考えております。

再任用につきましては、平成11年7月に国家公務員法等の一部を改正する法

律、また地方公務員法等の一部を改正する法律がそれぞれ公布され、平成13年度から現行の再任用制度が運用されており、本町でも再任用制度を導入しております。

再任用職員の配置方針につきましては、本人が希望する勤務形態や業務、及び過去の経験等を勘案しながら配置を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 教育長。

(教育長 片倉照彦君 登壇)

○教育長(片倉照彦君) 失礼いたします。私のほうから、第1番目、「倒壊の危険性が高い。危険性がある。と診断された幼稚園の園舎の対応について」のご質問にお答えいたします。

園舎の耐震化につきましては、園児の安全を確保するため最優先に位置づけ、今期定例会に補正予算案を提出させていただき、夏休み期間中に耐震補強工事を施工してまいりたいと考えております。

このたびの補強工事につきましては、早急に補強が必要である「倒壊または崩壊の危険性が高い」とされる「耐震基準 I s 値 0.3未満」の園舎 8 棟のうち、園児数の減少により使用されていない東幼稚園の北棟を除く、田原本幼稚園 4 棟、南幼稚園 2 棟、平野幼稚園 1 棟について、耐震補強工事を行うものであります。

次に、「東幼稚園に町立認定こども園を設置し、待機児童の解消を図るとともに園児をふやす」というご提案でございますが、東幼稚園だけではなく、町全体として5つの町立幼稚園のあり方と捉え、認定こども園の設置も含めて、本町の就学前教育の充実と待機児童を解消させるための施策についての研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 続きまして、第6番目、「公金の取引金融機関について」のご質問にお答えいたします。

まず、議員お述べのとおり、平成26年度決算において、水道事業会計も含めま

して約220億円の歳入がございますが、これは1年を通じての歳入の決算額であり、毎月の支払いが生じてまいります。歳計現金残高が支払いよりも余裕があるときには、短期の定期預金を活用しております。

次に、町の公金に関する取引金融機関には、指定金融機関と収納代理金融機関が ございます。

まず、指定金融機関でございますが、地方自治法第235条第2項の規定により、市町村の場合は必要に応じて1つの金融機関を指定することができます。町長が指定しようとする金融機関の業務内容及び信用の程度を十分勘案し、町議会の議決を経まして昭和40年4月1日より、株式会社南都銀行を指定金融機関にしたという経緯がございます。

一方、収納代理金融機関につきましては、金融機関の数は規定されておらず、また、議会の議決を要せず町長が指定できます。

現在、町の収納代理金融機関といたしましては、納入者である住民の利便性を考慮して、奈良中央信用金庫ほか8金融機関を指定しております。

次に、公金の預け先についてでございますが、歳計現金の保管及び基金の運用につきましては、地方自治法第235条の4の規定により、最も確実かつ有利な方法によって複数の金融機関に預けております。

預け先金融機関及び金額につきましては、町内に本・支店のある金融機関、過去からの町への貢献度、業務成績が良好であるかどうか信頼度の把握、利率等を総合的に考慮して、町として判断いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 西川議員。
- ○7番(西川六男君) それでは、答弁をいただきましたけれども、幼稚園の耐震問題について大きく4点質問いたします。

町内5つの幼稚園の11棟の園舎のうち、震度6の地震で90%の園舎が倒壊・崩壊の危険性があると、専門側から診断が出ております。その診断の結果がわかって以降、使用停止などで対応されたのかどうか。幼稚園の5つの園の11棟の現在の使用状況の報告をお願いいたします。

建て替えではなくて、耐震補強を選んだ理由について説明をお願いいたします。

当然、試算されたであろう建て替えとのコストの比較、また、建て替えによる新築した場合の新しい施設・設備で子どもたちが学習した場合と、約50年前に建築した園舎をそのまま補強した場合の教育効果の比較について、検討結果を報告お願いしたいと思います。

国は、鉄骨づくりの耐用年数は38年としております。町の幼稚園の11棟の園舎のうち、東幼稚園の南館の1棟を除く90%の10棟が耐用年数の38年を超え、建てられてから55年もたった園舎もあります。この点に関して4点質問いたします。

まず1点目、熊本で震度7以上の地震が2度も続けて起こるという、専門家でも 想定外の事態が起こっております。このように、いつ地震が起こるかわからない、 そういう中で田原本町は、倒壊・崩壊の危険があると国が指定する0.3まで、夏 休みに耐用年数をはるかに超えた園舎を補強し、その園舎に子どもたちを入れるの かどうか、1点目。

2つ目に、建ててから45年たつ田原本幼稚園、これを倒壊・崩壊の危険性があると国が指定する0.3まで補強されます。そこへ、9月から一時預かりの保育事業も実施されるのでしょうか。

3つ目に、経費の面から見ても、国は I s 0. 3未満の幼稚園の園舎の補強には地震防災対策措置法、いわゆる地震措置法により、補助金の割合を原則 3分の 1 から 3分の 2 にかさ上げをしております。もし、今回の案のように I s 値 0. 3 まで耐震補強を行い、その 0. 3 になった園舎を、この時期は決まっていないようでありますが、後日 0. 7 に再び工事をした場合、国の補助金は 3分の 1 に下がり、町の負担はふえるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目に、耐震補強されるなら、夏休みに園舎を0.3まで補強し、その後、0.7まで再度補強工事をする。そういう方法ではなくて、運動場あるいは校庭などに仮校舎を建ててでも、一日でも早く0.7以上の強度に補強する考えはないのでしょうか。子どもの命をどのように考えておられるのか。また、この計画では、補正に入れています税金1億円の浪費になるのではないかと私は考えますが、どういうふうなご見解をお持ちでしょうか。

大きく4つ目ですが、そもそもなぜ危険校舎を建て替えないのか。幼稚園を新築

する場合、運動場・校庭などに建てる方法もあります。この方法は、これまでの多くの小学校・中学校の新築などで行ってきた方法であります。現在の場所で建て替えるとした場合、運動場や校庭などに仮校舎を建てることもできると私は考えます。

また、その工事期間中は、小学校の余裕教室などを緊急避難的に活用する方法もあります。例えば東幼稚園、ここは耐震工事の済んだ東小学校北館1階の4部屋と、今倉庫になっている元校長室などの余裕教室などを、小学校の協力のもとに緊急避難的に活用することも可能ではないかと私は考えます。

また、財源的に見ても、私の調べたところでは、構造上危険な状況にあるとされる建物の改築には、地震特措法により国から 2分の1の補助金があり、残り 4分の1は都道府県、町の負担は残り 4分の1、その町の負担については文科省から危険園舎改修として 3分の 1 が交付金として交付されると思います。

町は平成26年度決算で、一般会計が約9億円の黒字であり、基金の総額が財政調整基金21億円を含め約40億円もあり、財源的には可能であると考えます。建ててから55年を経過した老朽園舎など、お金をかけて、しかも2度に分けて耐震補強するよりは、新しく建て替えたほうが貴重な税金の使い道として適切であり、新しい施設・設備で教育的効果が上がると私は考えます。診断後3年余りを放置されてきた幼稚園もある中で、耐震化に就任後3カ月余りで対応されようとする森町長の姿勢は高く評価をいたします。しかし、運動場などに仮校舎を建てる方法、あるいは耐震補強の済んでいる小学校の余裕教室を緊急避難的に活用するなどの方法を検討し、直ちに危険園舎を撤去し建て替えて、町民や保護者の不安を取り除かれることを私は提案したいと思います。

以上、町の考えをお示しいただきたいと思います。

- ○議長(辻 一夫君) 教育長。
- ○教育長(片倉照彦君) 失礼します。今、議員からお尋ねのところ、数字的にちょっと不備がありましたら、また、部長のほうから答えをさせますけれども、基本的に、早急に補強工事を夏休みまでにしていきたいというような答弁をさせていただきました。その後ですね、いわゆる9月のほうで、田原本幼稚園で今モデル事業ということで考えております。ということは、補強工事を0.3にまで上げて、そこ

から以降は田原本で、もちろん園にもそこで保育があるわけですから、いわゆる別館を建ててということじゃなしに、同じ園舎で預かり保育のモデル事業もさせていただきたいというふうに、現在は考えております。

ただ、最初答弁を申し上げましたように、東幼稚園ということじゃなしに、5つ の幼稚園のあり方も同時に考えていかなくてはならないと思っております。それか ら0.3まで上げて、緊急避難のところをさせていただき、国からの補助金も、そ の 0.3 から 0.7 に上げるという時点で全くつかないのでなしに、 0.7 に向け ても補助金がつくということを聞いておりますので、まずは0.3を確保したいと いうところを駆け足でさせていただき、その後、新築につきましては、今町長とも ちろん相談をさせていただきます。それから、町長の公約にもありますように、ま た議員ご指摘のところで認定こども園の設置ということも答えさせていただきまし た。いわゆるどの園で認定こども園をするか、または何園するかということについ ては、まだ練れてはおりませんけれども、当然認定こども園を設置するとなれば、 いわゆる0.3に上げて、そこからということではなしに、新築ということも考え られるのではないかと。ただし、今の時点で私が新築を考えているということは申 し上げにくいわけでございますけども、まずは夏休みに完全に0.3まで上げたい というところ。それからその後、0.7までに上げる過程で、いわゆる0.7じゃ なく新築というところの部分も可能性としてはありかなというふうに思いますが、 十分町長と相談してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 教育部長。
- ○教育部長(竹島基量君) 私のほうからは、補助金について説明をさせていただきます。

国庫補助を受けるためには、先ほどの給食施設でも申しましたが、事業年度の前年度の6月までに建築計画を提出しなければならず、また耐震補強については、Is値が0.7以上となる工事を行わなければなりません。このたびは早急に耐震補強工事をして安全を確保するためのもので、町単独で行うものでございます。

次に、園舎の建て替え、新築ですね、これは改築の補助金になります。この場合、園舎が構造上危険な状態にある場合、すなわち危険改築ですが、それともう一

点は、教育を行うのに著しく不適当な園舎で、特別の事情がある場合の改築、これが不適格改築であります。これらの交付金算定割合は3分の1、交付税措置は40%、この計算でいきますと町費は26. 7%です。先ほどおっしゃった県の4分の1というのはございません。この改築については、原則としてIs値が0. 3未満であること、もしくは耐力度調査の結果により、構造上危険な状態にある建物と判断された場合や補強が困難などの条件がございます。本町の場合は、このたびの耐震補強工事によりIs値が0. 3以上となりますので、この条件には該当しにくいと思われます。

また、危険改築、不適格改築に該当し、Is値0.3未満のうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築については、文部科学省に認められれば、このたび5年間延長されました地震防災対策特別措置法に係る2分の1の国庫補助となります。

次に、耐震補強工事に係る補助金でありますが、Is 値 0.3 未満である園舎であれば、これも特措法の地震補強の交付金算定割合 3 分の 2 となりますが、Is 値 0.3 以上のものについては、大規模改造として交付金算定割合が 3 分の 1 となり、交付税措置はゼロ%でございます。

以上でございます。 (「今ほかにちょっと質問したことに答えてないね、現在の 使用状況」と西川議員呼ぶ)

- ○議長(辻 一夫君) 教育部長。
- ○教育部長(竹島基量君) 失礼いたしました。使用状況につきましては、東幼稚園 北棟は使用中止にしております。27年度末に耐震結果が出たときから使用を中止 いたしております。他の園舎につきましては、田原本幼稚園に若干余裕教室がござ いますが、北・南・平野幼稚園については余裕教室がございません。

以上でございます。(「違う。使用状況を聞いている。それは、そのまま使うているということは、危険校舎は使うているということやろう。そのことを言うてんねん」と西川議員呼ぶ)

はい、利用いたしております。

- ○議長(辻 一夫君) 西川議員。
- ○7番(西川六男君) ちょっといろいろとお聞きしたいこともありますし、質問に

対して、正対してないような部分もありますので、ちょっと時間の都合、また、あと15分でありますんで、今度、委員会のほうでまた聞かせてもらうことにしたいと思います。

3回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、交流施設の建設について、先ほど町長のほうから、「構想を再考すること はできません」との答弁でございましたけども、再度、確認のために森町長に質問 させてもらいます。

私はこの事業に、長期的なまちづくりの戦略として多くの疑問、そして不安を持っております。京奈和道路の整備で、田原本町が通過する町になっている中で、わざわざ来訪者が駐車場に車を置いて、交通量の多い国道を渡り、そして遺跡を見学に来られるであろうか。それが今後永遠にずっと続くのでしょうか。なぜ国道に隣接する遺跡の南側あるいは東側の広大な農地、今農地は、農業政策が不安定な中で、農家の方々は大変農地の維持に苦慮しておいでになりますが、その広大な農地の活用をお考えにならないのか。まほろばキッチンなどが近隣にある中で、遺跡の駐車場兼交流施設(道の駅)が 0.7~クタールの土地で、地方創生の大きな取り組みの手段である魅力のある、多くの来訪者を呼び込める道の駅をつくれるのだろうか。

葛城市では既に道の駅があり、その中で地域の創生をかけて、県内はもちろん、大阪からの来訪者を呼び込むために魅力のある道の駅として、新しく2つ目の道の駅をつくる計画をされております。その広さは約3.7~クタール余りと、本町の実に約5倍の土地を確保し、市民の反対の意見のある中で葛城の市長は、長期的なまちづくりの戦略のもと、地域の創生に情熱をかけておられるように私には感じます。明日香、橿原、桜井、天理、そして田原本が観光で連携し、田原本に人を呼び込むためにも、また、京奈和道路で田原本をただ単なる通過する町としないためにも、長期的なまちづくりの戦略が求められます。そしてそのためにも、願ってもない資源である遺跡を活用するためにも、面積的に狭隘な交流施設(道の駅)が、交通量の多い国道で分断されている寺田前町長の計画を見直しされないのかどうか、再度確認のためにお聞きさせていただきます。

次に、第一体育館の売却問題について、引き続き検討するというお話でございま

したけども、私は撤回されることを提案したいと思います。

旧第一体育館のある第1種住宅地、ここは3,000平方メートル以下の運動施設、幼稚園、小学校、中学校などの学校、図書館や巡査派出所などの公共施設、保育所、老人ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設などを建設することができます。

先ほど吉田議員のほうから中学校の給食室を建ててはどうかなど、この第一体育館の土地の公共用地としての利用方法はいろいろあり、これまでも多くの議員の方々から提案が行われております。私は、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数50年、これを超えております56年を経過した田原本中学校、これはいずれ建て直しをしなければならないときに、仮校舎の用地としても利用できるのではないかと考えます。ただし、一たび売却してしまうと再び取り戻すことは困難であります。この第一体育館の土地を公共用地として有効に活用するために、民間への売却案は撤回すべきであると私は考えますが、森町長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

最後に、町の公金の預け先の取引金融機関について、先ほどは町長が決めるというような内容の答弁をされておりますので、町長でお答えをいただければありがたいと思います。

町民の皆様のお金のことでありますんで、取引金融機関についても透明性、客観性が必要であり、また、町民の皆さんに対する説明責任もあると私は考えます。

町の指定金融機関として南都銀行、収納代理金融機関として奈良中央信用金庫、 大和信用金庫、農協、ゆうちょ、りそな、みずほ、三菱東京UFJ、近畿大阪、中 京の各銀行を収納代理金融機関としておいでになります。その収納されたお金を含 む約220億円の歳入や約40億円の基金等の公金、税金を普通預金、定期預金と して金融機関に預けておいでになります。その預け先として、南都銀行の田原本支 店、農協の町内の支店、ゆうちょ銀行の町内の支店、本町に支店を構える奈良中央 信用金庫において、こういうところにつきましては町にご協力をいただいている地 域密着型の金融機関として、私なりには理解ができます。しかし、町内に支店を持 たない、桜井市に本店のある大和信用金庫、収納代理金融機関でもない労働金庫、 ここに少なからずのお金、公金を預けている理由をご説明いただきたいと思いま す。

以上。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず1点目、交流促進施設(道の駅)でございますが、議員 お述べのとおり、唐古・鍵遺跡が国史跡としての本当に有効、町にとっては本当に すばらしい史跡であると私は考えております。その史跡をどう活用していくかの中 で、一体的に交流施設を用いながら、あそこを奈良県の中南和の観光の入り口にし たいと私は考えております。そのために、天理、桜井、橿原、高取、明日香を含め た首長とも今度、広域観光についての議論もこれからしていきますし、あそこを中 南和に向けたスタート地点として多くの方々に立ち寄っていただきたい。そういっ たスペースも今基本設計の中に入れておりますので、決して無駄にならないよう に、そして魅力ある、永続的に来ていただける施設へとしていきたいと私は考えて おります。

2つ目、第一体育館の売却方針でございますが、今回、28年度の当初予算には 売却益は見込んでおりません。この土地を公共施設としての有効価値があるかどう かを、まず再考させていただき、その中には、先ほど吉田議員の質問にも答えさせ ていただいたんですが、給食施設も公共施設の一つでございますので、それも選択 肢の一つに入れながら公共施設としてどのように使っていけるかというところを、 本年度再考していきたいと考えております。

3点目の取引銀行の預け入れ先でございますが、総務部長のほうから答えさせて いただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 預金の預け先が、個々具体名をおっしゃっていただきま したが、大和信用金庫につきましては、町内の事業所の取引もございます。そうい った関係で、ここからの取引を行っておるということでございます。

それから、労働者の金庫につきましては労働者の財形等のかかわりもありますので、過去からの実績も踏まえながら預け先を検討させていただいているというところでございます。

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして7番、西川議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時20分といたします。

午後0時21分 休憩

午後1時17分 再開

○議長(辻 一夫君) 再開いたします。

引き続きまして、一般質問を議題といたします。2番、阪東議員。

(2番 阪東吉三郎君 登壇)

○2番(阪東吉三郎君) 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

1番目、やどかり市の自動車の通行規制について。

去る4月24日に開催されました「やどかり市」には多数の人が参加され、活気ある催しになりました。しかし、大勢の人でにぎわう道路に自動車が通行するため、交通事故の発生が危惧されました。次回11月に開催される予定でございますが、このときに、祇園祭のときと同様に参加者の安全のため、警察署と協議の上、一部の自動車の通行を規制すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

2つ目、地震災害における防災計画について。

本町では、地域防災計画(平成26年度修正版)を策定されておりますが、4月 14日に発生した熊本地震は、震度7の地震が2回、6強・6弱のものが何回も発 生したため甚大な被害が発生しています。被災者の避難所生活が長期に及び、その 苦痛ははかり知れない状況にあると思われます。

奈良県内にあります8つの断層帯、とりわけ奈良盆地東縁断層帯の地震が発生すれば、熊本地震の例からも、計画書の想定する以上の甚大な被害が発生することが危惧されます。電気・ガス・水道がとまり、避難住民に食料の供給は迅速にできるのか、倒壊建物からの人命救助、避難所の耐震構造は大丈夫なのか、備蓄品の保管は十分なのか、仮設住宅の建設候補地を決めているのか、液状化や家屋・建築物の倒壊による道路の確保、自主防災組織の育成は十分できているのか、地域の事情から自主防災組織がつくれない大字等への防災対策はどうするのかなどなど、熊本地震の現状の報道を知るとき、本町の計画書の細部を点検して見直しを加える必要が

あると考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

再質問の場合は自席でいたします。

○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。

(産業建設部長 森 博康君 登壇)

○産業建設部長(森 博康君) 2番、阪東議員の第1番目、「やどかり市の自動車 の通行規制について」のご質問にお答えいたします。

先ほどの吉田議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、4月24日 開催のやどかり市では、町内外から多くの来訪者を迎え、大変盛況であったと同時 に、議員ご指摘のとおり、駅前ということもあり、多くの自動車など車両の通行の 妨げと歩行者との事故等を危惧しておりました。

現在、国の施策において、道路の有効な利用は地方創生にとっても有意義なものであるとの考えから、地域・民間の創意工夫や実情に応じた取り組みの障害となる規制を改革していく必要があると定められており、警察庁より、「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について」の通達により、奈良県警が道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取り組みを進めている状況でございます。

やどかり市の通行規制については、以前より、天理警察署田原本警察庁舎と協議を行っており、今回、奈良朱雀高等学校のご協力により「やどかり市」での交通量調査や畿央大学のアンケートの結果を踏まえ、天理警察と地元自治会や関係団体で交通規制の協議を進めているところでございます。

なお、通行規制の区間に関しましては、祇園祭と同様にはできませんが、田原本 駅東側の戎通り沿いのみを規制する方向で検討しております。

次回の11月3日開催予定のやどかり市におきましては、この区間を通行規制することにより安心して来訪者を迎えられるように、また駅前活性化に向けて積極的に取り組めるように、関係団体等と協議し、地域商店が元気になるきっかけづくりのため協力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 続きまして、第2番目、「田原本町地域防災計画の点検・見直しについて」のご質問にお答えいたします。

平成23年に発生した東日本大震災は、多くの人的被害や物的被害をもたらすなど防災対策に係る多くの課題が浮き彫りになりました。

また、風水害についても同年に発生した紀伊半島大水害などで、より一層の防災対策の強化充実を図ることが課題となりました。こういったことを踏まえ、平成26年度に防災計画の修正を行ったところです。

今回の熊本地震により、新たな課題が出てくることも考えられます。

防災計画は、県の防災計画との整合が必要でもあり、県の修正の取り組みも参考 にしながら、必要な場合は、防災計画の修正について町の防災会議で検討してまい りたいと考えております。

また、住民の防災意識の向上を図るため、広報に努めているところでございます。

大規模な災害が発生した場合には、災害発生から数日間は、公的な機関だけでは 十分な対応ができない状況になります。

我が家の防災対策とあわせて地域ぐるみで取り組む自主防災組織の設立をお願い しています。

本町の自主防災組織率は、世帯数で見た場合、昨年度末で約65%であります。

既に設立済みの組織も含め、地域の防災力の向上を図る必要がありますので、町では、自主防災組織補助金によりまして活動の支援を行っており、自治連合会の会議などを通じまして、取り組みをお願いいたしております。

また、住民向けの地域防災計画の概要やハザードマップを冊子にしたものを作成 し、配布すべく作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 阪東議員。
- ○2番(阪東吉三郎君) 1番目のやどかり市の自動車の通行規制に関係してお尋ね したいと思います。

まず、町は協力するということでございますが、実際に申請先は警察署でいいんですか。それと、申請される団体は。町から申請されるんですか。それとも、例え

ばやどかり市を開催されます自治体、こういうところからするんです。その辺はど うなんですか。それが1点。

それから、2番目の地域防災計画の点検、それから見直しについてですが、熊本地震での新たな課題が出てくるということで考えておられますが、新たな課題がもうはっきり出ておるんじゃないですか。その点は、いつ、どこで検証されるのか。それと、この中でも1点ちょっとお尋ねしましたが、避難所の候補地を既に決めておられるのか。それから避難所の耐震構造が確認されているのかどうか。それから仮設住宅の候補地ですね、それを既に計画されておるのかどうか。この点もあわせてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 申請に関しましては、観光・まちづくり推進課のほうから警察のほうに随時打ち合わせさせていただいておりまして、町のほうから申請する予定でございます。
- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 防災計画の見直し等に関連してのご質問でございます。 まず、熊本の地震で課題が出てきたというご指摘でございます。

私どもの26年度の震災につきましても、災害を教訓にした見直しが、国、それから県において実施をされ、それに基づきまして、本町も防災計画の修正をした経緯がございます。で、今回の熊本地震によりましても、そういった課題が示されますと、県、それから町、連動しながら見直しを図ってまいりたいということでございます。

それから、避難所でございますが、防災計画によりまして避難所、中学校・小学校の体育館、それから町の公共施設等を避難所と指定しております。そこは、また耐震の基準はクリアをしているということでございます。

それから、仮設住宅の候補地ということでございますが、仮設住宅、これは県の 建設にもかかわることでございます。現在、住宅を建てる場所をどこにするかとい う具体的な取り組みはございませんが、その仮設住宅を建てる戸数にもよると思い ますので、そういったところを、建設に当たっては県とも協議してまいりたいと考 えております。

- ○議長(辻 一夫君) 阪東議員。
- ○2番(阪東吉三郎君) 最後になりますが、今部長からご説明ありました防災計画 を県と協議しながらということですが、計画期間というのはどのように考えておら れるんですか。それだけちょっと、あと最終質問としてご回答をお願いします。
- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 本町の防災計画につきましては、期間という定めはございません。必要に応じて見直しを行ってまいりたいということでございます。
- ○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして2番、阪東議員の質問を打ち切ります。 続きまして、6番、古立議員。

## (6番 古立憲昭君 登壇)

○6番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただき ます。

まず最初に、国民健康保険都道府県単位化についてをお伺いいたします。

現在の国民健康保険は1961年にスタートし、運営するのは保険者として市町村と特別区に区別されております。何ゆえ、国保が都道府県単位でなく市町村で運営されているのかを理解する必要があります。まず、それぞれの市町村の地域での医療体制の違いがあります。医療機関は大都市に集中し、人口の少ない地域は医療の過疎となっております。そして住民の状況(年齢、所得、健康状態など)の違いがあります。都道府県単位での広域運営は地域差があり、運営に無理があるため市町村となった歴史があります。そして、市町村国保だから地域と密着し、保健事業や住民検診、高齢者福祉政策、公的病院による医療供給など、地域の実情と連動させながら住民の健康と命を守ってまいりました。

そして今回2015年5月に法改正で、2018年度より保険者は都道府県と市町村となり、国保を共同で運営することになりました。国保のさまざまな実務(賦課、徴収、給付、検診)などは従来どおり市町村で行い、そして国保の財政は都道府県が行い、財政上の権限が移ります。このことがこれまでの国保と大きな違いです。今回の法改正で、財政を握るのは医療費の適正化のためと言われております。そして2016年1月にガイドラインが示され、都道府県国民健康保険運営方針策定要領と言われ、市町村の独自裁量で行ってきた実務ルールを国保の広域化、都道

府県単位化の最大のポイントと言われ、都道府県の「国保運営方針」を定めること が述べられております。

そのポイントとしては、1つには、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し。また、市町村における保険料の標準的な策定方法に関すること。市町村における保険料の徴収の適正な実施に関すること。市町村における保険給付の適正な実施に関すること。以上が必須項目であり、ほかにも任意項目があり、このことから今後国保の運営がうまくいくか、それぞれの取り組みに大きく左右されてまいります。

そこでお聞きしたいのが、以上のガイドラインから、都道府県と市町村の役割は 明確にはどうなっていくのか。特に、国保会計はどうなるのか。3番目として、私 たちの保険料はどのように決められていくのか。そしてさらに、標準保険料率とい うのができますが、標準保険料率とはどういうものか。また、将来、保険料が統一 されると予測されているが、本町はどのようになるのか。最後、今後のスケジュー ルは。とお伺いをいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

次に、幼稚園での預かり保育についてお伺いをいたします。

26年3月議会の一般質問で、幼稚園での預かり保育の早期実施を訴えさせていただきました。そのとき、田原本町子ども・子育て会議が設置され、この会議で策定される「子ども・子育て支援計画」に基づき、幼児保育のあり方について改めて研究を進めてまいりたい。また、教育長は、子育て支援計画が策定されたら、教育委員会も「それに基づき、参考にして実施してまいりたい。」と答弁されておられます。

そして、この子ども・子育て会議が開催され、多くのことが検討され、その中で、望ましい子育で支援施策のうちの記述回答では、就学前児童を対象とした望ましい環境支援として7つ述べられております。1つは、身近に公園や遊び場が欲しい。1つは、待機児童をなくしてほしい。それから、相談支援や気軽に相談できる環境の充実。そして、一時預かりを充実させてほしい。5番目として、幼稚園での預かり保育の実施を希望。それから、医療費の補助。また、子ども同士で遊べる機会や場が欲しい。

また、就学前の児童を対象とした子育て環境支援についての意見としては、1つ

目は、幼稚園の預かり保育の実施を希望。待機児童をなくす。医療補助。身近に公園や遊び場が欲しい。中学校給食の実施を希望。などがこの会議の中で述べられております。そして、これに基づいていろいろ、現在行政も実施されている部分や、また検討されている部分があると思います。

町長は、新しい田原本の3つの未来の中で「子育てしやすい未来を創る」と述べておられます。そして幼稚園の預かり保育・学童保育の拡充を上げておられます。

そこでお伺いをいたします。幼稚園の預かり保育について、子育て支援充実のため早急に実施すべきと考えますが、どのように考えておられるのかをお聞かせください。

次に、学校の耐震化についてお伺いをいたします。

学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学びの場であると同時に、災害時には 近隣住民の避難場所となる地域防災拠点としての役割も果たします。公立小・中学 校の建物本体の耐震化率は100%に達しておりますが、一方で、天井や窓ガラ ス、照明器具といった「非構造部材」の対策は遅れております。

文部科学省によりますと、公立小・中学校における非構造部材の耐震化実施率は、昨年の4月1日現在で64.5%にとどまっております。非構造部材の耐震対策を進めるには、施設の工法などに関する専門的な知見が不可欠だが、点検や対策は、そうした専門知識を持たない学校任せになっているのがおくれの背景にあると言われております。こうした状況を踏まえ、文部科学省は3月、「学校施設の非構造部材の耐震対策先導的開発事業」を開始しました。同省が自治体や教育委員会に建築士など専門家を紹介し、非構造部材の耐震化対策を促すという。

これまで目視による確認しか行われず、地震の際に崩落する危険が見落とされるような非構造部材を徹底的に点検できるようになることが期待されております。

また、つり金具などで天井板をぶら下げている、つり天井の体育館も多いです。 つり天井は落下のおそれがあるが、工夫が特殊で対策が難しい。専門家を加えた点 検で技術的な注意点を整理し、耐震対策を進めていかなければなりません。

文科省によると、東日本大震災の際、岩手、宮城、福島はもちろん、東京、長野、静岡など16都道府県の公立小中高や大学で、天井が落下したのは1,636校、照明器具も410校で落ち、外壁材の剥落も968校でありました。こうした

学校の多くが、避難場所として利用できなくなったという現状があります。そして、天井の石膏ボードや照明器具のカバーが頭上に落ち、子どもがけがをしたり、落下した非構造部材が避難経路を塞ぎ、逃げられなくなったケースもあったということです。このように学校の安全性を確保するには、非構造部材の耐震対策を急ぐ必要があると思われます。

そこでお伺いいたします。このように小・中学校、また、避難場所での非構造部 材の耐震対策はどのように考えられ、また手を打っておられますか。

次に、本年も暑い夏がやってまいります。既に5月半ば過ぎにもかかわらず、気温30度前後の大変暑い天候となり、子どもたちの健康及び勉学に影響がないか心配されます。昨年も暑い日々が多くあり、子どもたちの健康が心配されましたが、昨年の各学校においてどのようなことが起こっていたのか、また、この暑い時期に何もなかったのかをお答えください。それを踏まえて、本年はどのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、クーラーの設置についてお尋ねします。

この暑さ対策は、クーラーの設置がよりいいのはわかりますが、財政の問題、子どもたちの健康に本当に設置がいいのか、また学力向上のためなどいろいろと検討する課題があるが、教育委員会で過去に検討されたことがあるのか、あればその結果をお伺いをいたします。また、財政の問題といえども設置の必要が求められる部屋もあると思いますが、教育委員会としては、このクーラー設置に関してどのように考えておられるのか、ご答弁よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

(副議長 議長席に着く)

○副議長(森井基容君) 教育長。

(教育長 片倉照彦君 登壇)

○教育長(片倉照彦君) 6番、古立議員の第2番目、「幼稚園の預かり保育について」のご質問にお答えいたします。

幼稚園の預かり保育につきましては、昨年3月に策定されました「田原本町子ども・子育て支援事業計画」において、在園児童対象の一時預かり事業として平成3 0年度から必要量の確保に努めることとしています。この事業を円滑に導入するた めに、ことし9月から田原本幼稚園において在園児を対象としたモデル事業を実施することとし、この事業に要する経費を今期定例会に補正予算案として提出させていただいております。

モデル事業を実施していく中で、幼稚園での預かり保育に関する保護者のニーズを把握し、運営上の課題を抽出しながら、「子ども・子育て支援事業計画」に沿えるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(森井基容君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇)

○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 続きまして、第1番目、「国保都道府県単位化に ついて」のご質問にお答えいたします。

本格的な高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費が年々増加する一方、若年者の減少や非正規雇用の増加による若年者所得の低下により保険料収入の増加が見込めず、国保運営は構造的な問題に直面している状況のもと、国保運営を広域化し、健康づくり等の共同事業の推進や財政安定化方策を講じ、安定的な国保運営に資するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が昨年5月27日に成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するものでございます。

最初の都道府県と市町村の役割につきましては、都道府県の主な役割といたしましては、財政運営の責任主体となり、国保運営方針に基づき、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、保険給付に必要な費用の全額を市町村に対して交付いたします。市町村の主な役割といたしましては、被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付の決定、国保事業納付金の都道府県への納付等でございます。

次に、国保会計につきましては、平成30年度以降も市町村の国民健康保険特別会計は存続し、保険料の徴収及び保険給付等に要する費用の管理を従来どおり行うものでございますが、さきに述べました都道府県から市町村に対して支払われる国保事業費納付金、保険給付費及び市町村から都道府県へ納付する国保事業費納付金の管理が新たに生じるものでございます。

次に、保険料の決定につきましては、都道府県が、市町村ごとの標準保険料率を 算定し公表いたします。市町村は、提示された標準保険料率を参考に、予定収納率 や市町村の個々の事情を勘案し保険料を決定するものでございます。

標準保険料率は、都道府県が各市町村の医療費実績、保健事業や直診事業などの個別の事情を含めて市町村ごとに算定されるもので、現在、奈良県におきまして、 算定方法について検討・協議されており、今年度末には算定し、公表する予定でご ざいます。

次に、保険料の統一につきましては、都道府県単位で国保の財政運営を行う際に、将来的には被保険者の負担の公平性を確保する観点から、同一所得、同一世帯であれば都道府県内のどこに住んでいても同一保険料となるように、地域の実情を踏まえつつ都道府県において一本化を目指すものであります。

次に、今後のスケジュールにつきましては、引き続き県・市町村が検討を行い、 今年度中に制度設計素案の合意形成、来年度に制度の決定、条例等の整備を目指す ものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(森井基容君) 教育部長。

(教育部長 竹島基量君 登壇)

○教育部長(竹島基量君) 続きまして、第3番目、「学校の耐震化及び暑さ対策について」のご質問にお答えをいたします。

まず、「天井などの非構造部材の対策について」お尋ねでございますが、学校施設の耐震化については平成18年度から計画的に進めてまいり、小・中学校の建物 (構造体)の耐震補強工事は昨年度で完了いたしております。

天井・照明器具等の非構造部材の点検については、文部科学省の「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」に基づき、定期的に外観からの目視等による点検を行ってきたところでございますが、議員お述べの、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震対策先導的開発事業」等の制度の情報収集に努めるなど、これからも有効な手段を研究してまいりたいと考えております。

次に、「暑さ対策について」のお尋ねですが、一昨年度は中学校において、熱中 症の疑いで救急搬送された生徒が1名おりましたが、昨年度は各幼稚園、小・中学 校において、明らかに熱中症と診断された児童・生徒はおりませんでした。

今年度も暑さ対策として、扇風機の使用や小まめな水分補給、クーラーが設置されている保健室等での対応など、熱中症事故に対する配慮をしてまいります。

学校施設のクーラーの設置につきましては、これまで、音楽室や図書室など特別 教室の空調設備の整備を進めてきたところでございます。

普通教室についても、空調設備の設置は熱中症対策に有効な手段であり、事務局でも先進地の事例を参考に検討してまいりましたが、多額の初期費用が必要となり、設置後の電気代、修理代等のランニングコストについても大きな課題となりますので、これからの教育環境の整備を進める上で、財政状況などを勘案しながら継続して調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(森井基容君) 古立議員。
- ○6番(古立憲昭君) ご答弁ありがとうございます。

それでは、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず預かり保育なんですけど も、平成30年度から必要量の確保を努められるということなんですけども、そし て今年度、28年度にモデル事業をされるということなんですけども、このモデル 事業について具体的に教えてください。

それと、28年度モデル事業やって、29年度はどうされるのか、その辺もお伺いしたいと思います。30年度に計画では、大体幼稚園児の半分近くは預かり保育をされる予定ということを聞いているんですけども、その辺のことを教えていただきたいと思います。

それと、国保の件なんですけども、国が決めて、これはもう実施していかないかん部分ですので、どうなるんかということを私どもしっかり見とかないと、一番心配なのは、私たちの保険料が今後どのように決められていくのかということなんですね。今でしたら、田原本町独自で決められてやっておられると。高い保険料ですけども、とりあえず田原本町で決めることだって可能なわけなんですけども、今後これがなった場合に、国の標準保険料率とか統一保険料が入ってくると、田原本町は、それにもちろん従わないかんと思うんですけども、その辺のことどうなるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

それと、この国保都道府県単位化にするために国のほうから、去年と今年にかけて3,400億円ほどのお金がおりてきております。去年が1,700億円、ことしが1,700億円だと思うんですけども、田原本町はどれぐらいの金額を交付されて、どのように使われたのか、昨年ね。本年どのように使われるのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、夏の暑さ対策なんですけども、確かにクーラーは設置に金がかかると思います。ですから、一つお聞きしたいのは、このクーラーを設置するためにやっぱりお金を貯めていかないかんと思うんですね。恐らく相当金かかってくると思いますので、その金を貯める資金として、今回太陽光発電の屋根貸しをされていると思うんです。その一部を、これ基金としてプールできないかということをお尋ねしたいと思います。

それともう一つは、非構造部材の対策というのは進んでおられないんですけども、幾ら耐震化しても、これが落ちてくると意味がありませんので、もちろん耐震化することによって、そんなに揺れると思いませんけども、やはり窓が割れたり、いろんなことがありますので、これも早急にやっていかないかんと思いますので、その辺、研究してまいりますと述べられておるんですけども、どのように研究されていくのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

以上です。

- ○副議長(森井基容君) 教育長。
- ○教育長(片倉照彦君) 私のほうからは、モデル事業の詳細と申しますか、今予定 していることについてお答え申し上げたいと思います。

まず、今年度田原本幼稚園でということで、モデル事業で実施をさせていただく 予定を9月からしております。

それから、対象者につきましては4歳児、5歳児というふうに考えております。 それから、4歳児、5歳児の中で、保護者が預かり保育を希望される対象児という ことで予定をさせていただいております。

それから、実施日といたしまして、原則として週4日間ということで考えております。もちろん、国民の祝日、長期休業日は、実施のほうは考えておりません。

それから、時間的なことでございますけれども、いわゆる幼稚園の保育が終了し

ます午後2時から4時までのこの2時間というふうに考えております。

以上、あと細かなところ、田原本幼稚園の園長だけではなしに5園の園長と月に 数度、今も集めまして預かり保育のモデル事業について検討しているところでございます。

それから、来年度につきましては、当然30年度ということで一定の目標も立て ております。そこには、当然1園だけではなしというところが、全面実施がどれだ けの時間かわかりませんが、そのモデル事業としてやっておりますので、来年実施 するのは、後退することはまずありません。それから、30年に向けましても今の モデル事業、この1年か2年間をもとにどういう形で実施するかということを、こ れからモデル事業を実施しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○副議長(森井基容君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 私のほうから国保について回答のほうさせていた だきます。

1点目、町は、標準保険料率を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険税を賦課・徴収するものでありますが、市町村は都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率を上げれば、標準保険料率よりも安い保険料を設定できるものでございます。ということで、一律ではないということになります。

2点目、議員がお述べの補助金につきましては、国保への財政支援の拡充により 財政基盤を強化するため、平成27年度から保険者支援制度の拡充として国全体で 約1,700億円が予算措置されたもので、本町には4,208万8,000円が 交付されたものであります。当該交付金につきましては、低所得者対策の強化のた め保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援でございますので、本町で は現行保険税率を維持するために充当したものでございます。

なお、今年度、28年度では拡充も含めまして、6,142万円が交付される見 込みでございます。

- ○副議長(森井基容君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 太陽光発電の屋根貸しの収入をクーラー設置の基金として積み立てることについてでございます。

この収入につきましては、特定財源ではございませんので、その使い道は制約を受けない財源であり、議員お述べの使途も可能でございます。ただ、その収入があることを、エアコン設置の直接の理由とすることはなかなか難しいと考えておりまして、現時点におきましては、その基金の積み立てというのは考えておりません。

- ○副議長(森井基容君) 教育部長。
- ○教育部長(竹島基量君) 非構造部材の点検についてお答えをいたします。

各学校において定期的な目視等により、照明器具、バスケットゴール等に異常が 見当たらないかを確認いたしております。これからも事務局や学校の役割を明確に し、より具体的な点検項目と対策の方向性をわかりやすく示すことで、非構造部材 の耐震点検等の対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、点検の結 果、異常が見つかりますれば、速やかに対応できる体制を構築してまいりたいと考 えております。

以上でございます。

- ○副議長(森井基容君) 古立議員。
- ○6番(古立憲昭君) ありがとうございます。

預かり保育について、もうちょっとお聞きしたいんですけども、このように4・5歳児、それから週4回、それから時間は午後2時から4時にさせていただくのはありがたいと思うんですけども、これ現在の保育園の先生でこれをやられるのか、新たに別個に採用してやられるのかと。もう一つは、今後、30年のときにはどういう体制をとられるのか、そこだけ、ちょっとわかっている範囲で教えていただけますか。

- ○副議長(森井基容君) 教育長。
- ○教育長(片倉照彦君) わかっている範囲というのがなかなか難しいんですけれども、今職員につきましては、基本的にその部分を外部に委託するとかじゃなしに、今の職員で、例えばモデル事業を田原本幼稚園でさせていただきますので、田原本幼稚園の職員でしていきたいと思っておりますが、ただ、今のメンバーだけでは到底できませんので、町部局のほうに数名、この預かり保育のためにということで考えていただくように要求をしております。

以上でございます。(「いや、将来的にはどんなに考えておられるんです。30

年度になったときに」と古立議員呼ぶ)

将来的には、これは幼稚園の5園のあり方も考えているというふうなことも、それぞれの議員さんのところでお答えしておりますので、いわゆる町長も認定こども園ということも考えておられますので、いわゆるそういうことを含めると、今どこの園でどれだけ実施するかということについては答えることができないというんですか。待機児童がなくなるように、それから幼稚園で預かり保育がしてほしいという保護者の方が満足していただくように、30年を迎えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長(森井基容君) 以上をもちまして6番、古立議員の質問を打ち切ります。 続きまして、12番、松本議員。

## (12番 松本美也子君 登壇)

○12番(松本美也子君) 副議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一 般質問をさせていただきます。

初めに、熊本県を中心に発生をした地震でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い終息と被災地の復旧・復興をお祈り申し上げます。

1項目めといたしまして、今回の熊本地震を教訓にして本町の防災計画、防災体制の点検についてお尋ねをいたします。

熊本県、熊本市において、風水害や阿蘇山の噴火については予想していたと思いますが、これほど大規模な地震が起きるとは予想しがたいものがあったのではないでしょうか。自然災害はいつも想定外で驚かされます。阪神・淡路大震災のときも、テレビからの映像が余りにも衝撃的で信じられませんでした。東日本大震災においても、あれほどの高い津波が堤防を越えて町を押し流してしまうとは想定していなかった。しかし、災害は起こってしまった。過日の奈良新聞に、片山前鳥取県知事(慶應大学教授)が現職時代の体験を投稿されていました。県と町で違いはあっても参考にすべき記事だと思いましたので、要旨で紹介をさせていただきます。

「防災計画災害発生時の対応マニュアルの点検と見直しの中で、いざというときにとても役立ちそうにない箇所が随所に見つかった。例えば避難所に食糧を供給す

るのが県の責任であることから、当初地域防災計画では、県は農林水産省の出先機 関を通じて精米を調達するとある。電気もガスも使用できない状況において、そこ に精米を送ってどうしろというのか、早速に弁当仕出し業の組合と協議、大災害時 には被災していない地域の事業者から優先的に弁当を供給してもらう旨の協定を結 ぶ。災害時に建設資材や仮設トイレなどを優先的に被災地に回してもらうために建 設業協会と取り決めをする。1943年に鳥取市を中心に発生した経験に鑑み、い つも鳥取市で震災訓練を行っていたのですが、鳥取大学の専門家の話を伺うと、そ れまで地震空白域の県西部のほうが地震発生の可能性は断然高いとのことから、2 007年7月の訓練は県西部の米子市で行った。ひたすらシナリオを読み合う年中 行事的なやり方から、市町村長や県庁幹部が状況に応じて的確な判断と行動ができ るよう大幅に刷新していた。訓練の想定では、地震の規模はマグニチュード7. 2、最大震度6強、震源地は米子市の南方に置いていたが、3カ月後に発生した地 震は規模も震源地も想定したものとほぼ同じだった。初動とその後の復旧・復興を 通じて大いに助けられたと思ったのは事前の準備と、それに沿った関係者の協力だ った。もしそれを欠いていれば大混乱の中で的確な対応は難しかったのではないか と今でも思っている。」と回想されています。(奈良新聞の記事より一部抜粋・参 照)

本町においても、協定も結び、計画もしていただいております。想定外の災害が発生すれば、想定外の状況が起こります。その状況において、どこまで事前の準備と日ごろからの訓練が行われているかによって減災につながり、対応の結果に違いが起きることは片山前鳥取知事の体験記事からもうかがわれます。本町として、防災対策全般の点検とともに早急に点検、実施をしていただきたい点がございます。

1点目は、住民による「避難所運営マニュアル」の策定及び避難所ごとの避難訓練の実施についてお尋ねいたします。

熊本市を中心に、2度の大きな地震と発災から1カ月以上過ぎても余震が続き終息が見えない状況の中で、膨大な課題が山積をしています。県民・市民とともに職員自らも大切な人を亡くし、被災しながらも自分のことは心の中にしまい込んで県民・市民のために使命感で日夜奮闘してくださっている職員初め、消防の方初め関係の方たちの疲労こんぱいの状況が心配です。東日本大震災の折もそうだったよう

に、一旦災害が起きればどこも同じ状況になります。自然災害は止められません。 起きる時期も不明確です。だからこそ、かねてから申し上げていますように、住民 の皆様と協働で事前の取り組み、訓練をする仕組みを確立していかなければ住民の 命と財産を守ることはできません。一人の犠牲者も出さないとのかたい決意のも と、HUG(避難所運営ゲーム)等を活用しながら住民とともに避難所マニュアル を作成し、避難所ごとに避難訓練を重ねていくことで課題と取り組みが明確になり ます。このことが子どもの防災教育につながるだけではなく、地域の住民が助け合 って懸命に働く姿は、未来の子どもたちには最高の教育につながると確信いたしま す。自助・共助・公助、そして近助の仕組みが整います。

2点目として、福祉避難所のケア体制の機能についての点検についてお尋ねをい たします。

福祉避難所は、自治体が災害救助法に基づき、福祉施設や公共施設などを指定して計画に入っています。本町においても計画をしていただいています。国の指針では、紙おむつや医薬品などの備蓄や、手すりやスロープなどバリアフリー環境も整備されています。2014年10月現在、全国では7,647カ所が指定をされ、熊本市も176カ所、約1,700人分の受け入れを計画していました。ところが、5月22日の時点で開設できたのは73カ所で、利用者は341人です。災害の混乱の中で計画を実行することの困難さがうかがわれます。

地震の規模の違いにより施設の損傷等、理由は様々です。スタッフの数が追いついていないことが、まず考えられます。例えば、老人ホームが福祉避難所の場合、職員は、もとから施設を利用している人に加えて避難者のケアに追われることになります。人手不足に陥るのは避けられません。施設の損傷いかんによっては利用できなくなる事態も考えられます。ふだんエレベーターを利用している2階以上の車椅子の方やベッドで介護が必要な利用者の方の移動の必要性が発生するなど、利用者の方にもふだんより多く対応に追われる事態が想像できます。水が出ない、電気がつかない中での本来の利用者の方が最優先での対応に追われている中での福祉避難所として、実際利用可能なのか。スタッフの確保は可能なのか。事前の協力体制がどこまで綿密に協議されているのか。体の不自由な高齢者や障がい者、妊産婦といった災害弱者に対して特別な配慮が求められる中での福祉避難所の確保でありま

す。困っていても声を上げにくい状況もおありだと思います。災害が発生する事前 に、災害が発生した時点での連絡、相談体制、安否確認等、本人はもちろん、家族 等周辺の人にもしっかりと情報の周知徹底は必要不可欠だと考えます。

以上、2点についてご見解をお聞かせください。(一部公明新聞参照)

2項目めといたしまして、「障害者差別解消法」が4月1日から施行されたこと について、本町の取り組みについてお尋ねいたします。

障害者差別解消法(正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)は2013年(平成25年)6月19日に成立。国内の法律が条約の定める水準に達したとして、日本もようやく2014年(平成26年)に障害者権利条約を批准しました。ガイドラインの作成、広報啓発等の準備をして2016年(平成28年)、今年度4月1日からのスタートとなりました。国の行政機関や自治体、民間事業者に対し、障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否や制限するなど、障がい者の権利を侵害する不当な差別的取り扱いを禁止しています。また、必要な配慮や手助けを行う「合理的配慮」を公的機関に義務づけ、民間事業者は、提供するサービスが事業ごとに異なることから努力義務としています。合理的配慮とは、具体的には、車椅子用のスロープの設置、車椅子用トイレの整備、目の見えない人に点字などで物事を説明したり、書類の代筆であったり、耳の聞こえない方に手話通訳やタブレット端末を置き、来庁時に遠隔で手話対応するサービスを行ったりすることです。これまで社会参加を阻んできた障壁が取り除かれて、誰もが暮らしやすい共生社会へ向けた新たな一歩になると期待をされています。

差別解消法には、違反そのものに対しての罰則はないのですが、国は差別を繰り返し、改善が期待できない事業者に対し、報告を求めたり、助言や指導、勧告できるとしています。障がい者の尊厳と権利を義務づけた法律であり、障がい者の意思決定支援や地域協議会の設置、相談支援体制の整備などが盛り込まれています。障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況を見ますと、奈良県では奈良県と奈良市、平群町が策定済みとなっています。障害者差別解消法支援地域協議会の設置状況を見ますと、奈良県のみが設置済みとなっています。いずれにいたしましても、権利条約にある「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との当事者参加の原則に基づいて、障がい者の方々と丁寧に意見交換を重ねながら進めていただきたいと

考えます。

本町においての取り組みについてお尋ねをいたします。ご見解をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(議長 議長席に着く)

○議長(辻 一夫君) 総務部長。

(総務部長 持田尚顕君 登壇)

○総務部長(持田尚顕君) 12番、松本議員の第1番目、「本町の防災計画・防災 体制の点検について」のご質問にお答えいたします。

住民による「避難所運営マニュアル」の策定及び避難所ごとの避難訓練の実施につきましては、避難所の開設・運営を円滑かつ的確に行えるようにするためにも、自治会や自主防災組織の中で、避難所の運営について話し合いの場を持ち、シミュレーションするなど災害が発生した場合の行動を考える機会が必要であると考えております。

ことしの総合防災訓練は、住民参加型として、避難所運営訓練に地域の自治会や 自主防災組織の方々に参加を呼びかけ、模擬体験をしてもらうとともに防災士を交 えた課題検討を行い、地元での活動につなげていけるよう計画しているところであ ります。

この訓練を参考に、避難所運営マニュアルの見直しを考えてまいります。

次に、福祉避難所のケア体制の機能についてでありますが、現在、町内5施設と協定を結んでおり、地域包括支援センターと日ごろから防災研修などを通して協力し、介護施設などのケアマネジャーと連携して対応できるように努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇)

○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 続きまして、第2番目、「誰もが暮らしやすい共 生社会に向けて」についてのご質問にお答えいたします。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個

性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、ことし4月1日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

都道府県・市町村などの地方公共団体は、それぞれの団体で働く者が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を障がいのある人などから意見を聞きながらつくることに努める。また、障がい者差別を解消するための取り組みを行う「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができることとされています。

本町においての取り組みにつきましては、障がい者の方々への対応は、今までどおり適切な対応に努めるとともに、「対応要領」の策定及び「支援地域協議会」の設置につきましては、他市町村の策定・設置状況を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 松本議員。
- ○12番(松本美也子君) ご答弁ありがとうございました。

まず1点目なんですけども、何度もこの質問はさせていただいて、やっと一歩前進かなというふうに喜んでおります。確認だけさせていただきたいんですけども、今回、ことし防災訓練をしていただくという、こういう形で住民参加で新たにしていただくということで、この住民参加型の避難所運営訓練をしていただいて、それがこの避難所ごとの訓練の実施につながっていくであろうと私は期待をしておりますが、その確認を1点させていただきたいと思います。

それと、避難所運営マニュアルの見直しですけど、これ住民による避難所運営マニュアルという方向で考えていただいているのかということも確認をさせていただきます。

それと、この福祉避難所のケア体制の機能ですけども、ここに書いていただいて おります。4行で答弁をしていただいているんですけども、もっと今後、やっぱり 私もこの文章の中に入れさせていただいているように、多くのことを詰めて打ち合わせを、協議をしとかないとだめだと思いますし、あくまでも、そういう福祉避難所として事業所と協定をしていただいていますが、その地震の状況・規模によっても、そこに、福祉避難所の協定をしているところだけで、高齢者や支援の必要な方たちの避難の場所にすることはできないかと思います。やっぱり皆さんが避難をしている体育館なり、その状況のところで、先日も町長が協定を結んでいただきましたように、畳を無料で搬入していただくということも協定を結んでいただきましたので、できれば、そういう避難場所と指定されているところで、どの場所にこの福祉避難所のような状況で、仮にそこに設定をしていただいて、そこに避難をしていただくということも、あわせて今後も考えていっていただきたいと思います。

この2番目なんですけど、障害者差別解消法についてなんですけども、本町において、「今までどおり適切な対応に努めるとともに」とあるんですけど、私としてはまだまだ、手話通訳のほうもそうですし、適切な対応とは考えておりません。このことを機にもっともっと、この障がい者の方が本当に支援をきちんとしていただけるようにもう少し前向き、前向きに考えてくださっていると思うんですけど、具体的に協議をしていっていただきたいと思います。

皆様もご存じのように、この法律は、決して障がい者を特別扱いする法律ではありません。憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者も同じように保障するためのものですので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それで、ここだけは必ずお願いしたいという点、最後の私の文章ですけども、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と、当事者参加の原則に基づいてというふうに一文を入れさせていただいております。この障がいの方それぞれ、発達障がいも含めてですけども、それぞれの障がいの方がいらっしゃいます。それぞれの障がいの方にきちんと、このように要望を聞いていただいて、本町として優先的に、優先順位を決めて進めていただける支援をお願いしたいと思いますので、答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) まず、防災訓練の関係でございます。ことしの総合防災 訓練で、そういうふうな意味での研修を行えということでございます。それをほか

の避難所のほうにもつなげていくのかというご質問でございますが、そういったことをベースに他の避難所の運営につなげてまいりたいと考えております。

それから、住民による避難所マニュアルの関係でございますが、より具体的な内容となるように考えております。

それから、福祉避難所、現在5施設と協定を結んでおりますが、不足する場合どうするのかというふうなご趣旨だと思います。不足する場合は、県、それから他市町とも連携を図る必要があろうか、そういったことで確保してまいる。それから、おっしゃったように福祉避難所以外の避難施設においても、区画を別にするとかということで場所の確保、それから人的なフォローも考えてまいりたいというところでございます。

- ○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 1点目の適切な対応に努めるというところがまだまだというご指摘いただきまして、反省するとともに、対応要領を作成する際には、2番の質問にも係るんですけれども、障がい者抜きではしないでということになっていますんで、その辺は研究させていただきまして、例えばなんですけども、障がい者の方の意見を聞く場としまして、二階堂養護学校では年1回会合があるということですので、こういった場を利用するとか、また他の団体と随時、要望時や逆の訪問時に行っていきたいと考えております。(「以上で終わります。ありがとうございました」と松本議員呼ぶ)
- ○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして12番、松本議員の質問を打ち切ります。 続きまして、13番、小走議員。

(13番 小走善秀君 登壇)

○13番(小走善秀君) 議長のお許しを得まして、ただいまから一般質問をさせて いただきます。

平成26年9月3日第2次安倍内閣発足時、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生構想が発表されました。本年5月20日総理大臣は地方創生の新たな基本方針を決定するのを前に開かれた「まち・ひと・しごと創生会議」で、引き続き地方創生に全力で取り組む考えを示し、全体の4割を超える705の市町村で、平成52年までの30

年間に過去の全国平均の2倍以上の速度で人口が減少していくという初めての試算を示しています。その上で地域の特性に応じた戦略を強化して、これに対応した政策メニューを整備し、情報、人材、財政の「地方創生版3本の矢」で伴走的な支援を続けるとしています。

本町においても、人口は平成17年をピークに3万3, 029人から減少に転じている。推計によりますと2040年には2万4, 061人に減少するとのことであります。そして駅前は、シャッター通り化しております。

県では、まちづくり連携協定を、平成28年2月現在13市町村と結び、協働による基本構想や計画の策定に2分の1の補助を、個別協定では施設や公共インフラに4分の1の補助を支援することや、盆地型周遊ウォーク道、奈良モデル道の整備について1億5,000万円が予算化されているようです。

国も県も大きく動きつつあります。県との連携協定についてのお考えをお答えください。

本町においても、地方創生加速化交付金を活用して空き店舗利用の駅前活性化に 取り組んでいるとのこと。しかし、これは地方創生構想が発表される前から取り組 んできたことでございます。今回、家賃や改修費計330万円を予算化し、交付金 を活用することにしたということ。確かに「やどかり市」や「人が行き交うまちづ くり」としてだんだんにぎわいを見せ、本当に喜ばしいことだと思います。ただ、 これだけで町の真の活性化につながるのでしょうか。

今、県でも観光に力を入れ出し、平成24年から平成26年にかけての対比で、外国人の県の訪問客は66万4,000人、133%の増、全国では60.4%の増でございます。宿泊客は10万7,000人、101%の増、全国は76.6%の増でございます。このように飛躍的に伸びております。

本町に外国人は来ない、関係ないわと思われるかもしれませんが、全国的に過疎の町村にも、外国人が訪れておられます。要は、内外から人に来ていただくこと、町にある古くからの観光資源をどう見せるか、どうアピールするかということだと思います。

本町においても、現在は唐古・鍵遺跡、そして紀記・万葉の多神社など、ふるさ とかるたでの取り組みなどがなされていますが、さらに町の玄関である駅前です が、戎通りだけでなく東側旧町の陣屋、戦国武将である平野長泰の陣屋ということでございます。平野長泰は、信長、秀吉に仕え、柴田勝家との賤ヶ岳の戦いに参戦、加藤清正らと一緒に戦い、賤ヶ岳の七本槍と称され、1595年大和十市郡田原本五千石になり、嫡男平野長勝は大和交代寄合表御衆・田原本の2代領主を務めたということでございます。子孫は明治まで続いたようです。このような戦国の英雄がいたことも知る人ぞ知るもので、歴史ロマンの一つではないかと思います。また、津島神社や昔の県の商都田原本町を思わせる古い町並み、古い屋敷、カギオカ本店も聞くところによりますと、昔は天皇陛下行幸啓の宿所であったということ。いろいろ歴史があります。

5月8日でしたか、旧町をカメラ片手に歩いていると琴の音色がしてきました。 庭に入ると、お茶席をしておられました。風流で、本当に風情がよかったですね。 何カ所かで飲み物や食べ物の出店があって、そこで一服できて、この旧町を周遊す る、そういう観光の拠点になればいいなと考えますが、駅周辺、旧町のまちづくり について町長のお考えをお尋ねします。

次に、テレワークについてであります。

テレワークとは、テレ――離れた、ワーク――働く、つまり離れたところで働く。職場・会社から離れたところで働くということでございます。地方創生をテレワークで実現する、ふるさとテレワークが提唱されています。

形態としては、ふるさとテレワーク。地方のオフィスに都市部の企業が社員を派遣し、本社機能の一部をテレワークで行うと。2つ目には、ふるさと勤務。子育て・親の介護でふるさとに帰る社員を、テレワークで勤務を継続する。3つ目としては、ふるさと起業。クラウドソーシング等を利用し個人事業主として、また企業により都市部の仕事をテレワークで受注する。4つ目として、ふるさと採用。都心部の企業がテレワークで働く人材を新規に地方で採用する。等の類型に分けられますが、要するに、空き店舗や空き校舎を利用して、サテライトオフィスを町が開設し、企業を呼び込み地域の雇用をふやし、起業家を育成する。これを駅前活性化に利用し、また、できれば志貴高校跡地の利用によりテレワークセンターとして活用できればと考えます。

今、総務省、国交省、内閣府、経産省、厚労省が力を入れているところで、特に

女性の働き方として、子育ての人、障がい者の子どもを抱える母親、介護が要る人を抱える人、さまざまな事情でフルタイム働けない人も多くおられます。手のあいた時間働ける働き方、奈良盆地のへそ、日本のへそで雇用をふやすことは、大変いいことではないでしょうか。奈良県では東吉野村がテレワークの補助対象になり、昨年天理市もテレワークを導入したようです。

大きなメリットとしては、大都市の企業等のテレワークを誘致し、そしてその大企業が田原本町にあるサテライトオフィスにサブデータセンターを置くと。災害の少ない本町に置くことにより、何かのときには本社のデータが守られるということがあります。大災害がいつ、どこで起こるかわからない今日、これは企業に対しての売りだと思います。テレワークの導入についてのお考えをお示しください。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(辻 一夫君) 町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 13番、小走議員の「地方創生のまちづくり」についてのご 質問にお答えいたします。

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定につきましては、双方が持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資することを目的として、さらに、それぞれの方針が合致するプロジェクトについて県と市町村で連携協定を締結し、まちづくりについて協働で検討や取り組みを進めていくものでございます。

本町におきましては、駅周辺を核として歩いて暮らせる活気のあるコンパクトなまちづくりに向けた取り組みや、にぎわい創出、活性化に向けた取り組みを進めております田原本駅周辺地区と、観光拠点を目指し唐古・鍵遺跡史跡公園や交流促進施設と唐古・鍵考古学ミュージアム、大社・名神大社等への回遊ルートなどの連携を図ることで、観光客をもてなし、地域住民との触れ合いや交流人口を生み出し、地域を活性化させる唐古・鍵遺跡周辺地区の2地区について、県との連携協定に向けた協議を進めてまいります。

また、新たな地区についても、まちづくりに関する地域施策を模索し、連携協定 の締結に向けた県との協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。

(産業建設部長 森 博康君 登壇)

○産業建設部長(森 博康君) 引き続き、「地方創生のまちづくり」についてのご 質問にお答えいたします。

まず、駅周辺、旧町のまちづくりにつきましては、本町には唐古・鍵遺跡を初め とする歴史遺産が数多く残されています。その中で田原本駅東側の町並みは、面的 に残っている伝統的な寺内町や陣屋町の景観資源があり、その活用は重要な課題と 考えております。

旧の町並みの中に多くのにぎわいを呼び込むためにも、その地域の商店主や住民、商工会、観光協会等とともに協力しながら、空き店舗を利用した憩いのスペースや、「ぶらり散歩」ができるようなマップづくりなど、来訪者のためのサポート体制の充実を図っていきたいと考えております。また、田原本駅前活性化の取り組みとして開催しています、やどかり市にも協力していただける店舗として、一店逸品企画に参加していただく商店を、旧町を含む田原本駅周辺にも広げていく検討も必要ではないかと考えております。

次に、テレワークにつきましては、高度な情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであり、企業や従業員にもメリットがあると言われています。例えば、育児や介護のために家をあけづらい社員の離職を防ぎ、女性が働き続けられる環境の実現や遠隔地に住む有能な人材の確保も可能になります。また、IT化によるペーパーレス化、オフィススペースや通勤コストの削減にもなります。そして、企業従業員のワーク・ライフ・バランスを実現し、働き方の選択肢が広がり、業務効率や生産性の向上も実現できるなど、効果が期待できます。

国の施策としてもテレワークが、さまざまな働き方を希望する者の就業機会の拡大及び地域の活性化等に資するものとして、一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進されているところであります。

しかし、本町におきましては、奈良県と連携し、方向性は違いますが、インター チェンジ周辺地区の準工業地域を中心に、企業立地優遇制度などにより就業機会の 拡大及び活性化等に関しての企業誘致を推進しております。 議員ご提案のテレワークセンター等の整備につきましては、現状では県内市町村におきましてもまだ実証実験の段階で、設置は少数であり、実際使用されている従業員の方もまだ少ないと聞いておりますので、今のところは、設置は検討しておりません。

今後、社会情勢や国の動きを注視し、必要が生じればテレワークセンターの導入 も検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 小走議員。
- ○13番(小走善秀君) ありがとうございます。非常にいろいろ考えていただいて、このまちづくり進めていただけるだろうと期待をしております。ありがとうございます。

本当に田原本駅前東側、ここは古い町並みということで大変、私もよそから来た 人間として、いいなという、その感じがものすごくしているわけでね、町の中にお られたら、いつもの小さいとこから見ている景色やけども、よそから来た人にとっ ては、やっぱり商都奈良の中心であったという、そんなことも考えてみると、大変 ええ町やなということです。

そして、確かに鍵・唐古、どんどん整備されて、これから道の駅もできると。そんな中で田原本へ電車で来た人、そういう人が鍵・唐古へ行くまでに、行った後、旧町でちょっと歩いてみると、町並みを見るとか、そんなことも考えられるのではないかと思いますし、よろしくお願いしたいと思います。

それと、このテレワークなんですけど、今のちょっと答弁の中で、テレワークの 整備については、市町村においてもまだ実証実験の段階やと、設置は少数であるか ら、検討はしていませんと、こういうご答弁でした。

これ国も、5年も6年も前から提唱をし、進めていき、四国の徳島県神山町では そういうことが大分ね、もう東京の企業が進出してね、部長1人ついて、10人ぐ らいが1軒の農家を改装して業務を行っている。そこの敷地の蔵を利用してデータ センター、コンピューターのハードディスクを置いていると。そんな状況も見まし て、本当にもう以前からは進んでいるということですね。今、天理も東吉野もとい うことなんですが、実証実験段階はもうあれなのかな、終わったんかな。で、設置 少数やからね、ちょっと考えたんやと、違いますやろう。やっぱり少数の間に、よそもやってないときにせんとね、こんなんあちこちし出して飽和になったら、それこそ、するメリットも、そんなん参入する時期を逸しているわけで、早いうちにしないと話にならんから、ちょっとその辺の検討を早くしていただくということで、よろしくお願いいたします。

その検討のその辺だけちょっと。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 少子化、高齢化の中で新たな働き場所の提供とか、 企業立地の新たな展開を踏まえるような形になると思います。社会情勢、各市町村 の動き見ながら、町としても前向きにできるところは考えていきたいなと考えてお ります。
- ○議長(辻 一夫君) よろしいですか。(「町長、一言、テレワークに関して」と 小走議員呼ぶ)

町長、お願いします。

○町長(森 章浩君) 今の地方は雇用がないために、子どもを産み育てることもできないと言われています。そのために、やはりこのテレワークというのも一つの手法であるかなと、雇用を生み出すための手法と考えております。これから田原本インターチェンジ付近を初め企業誘致というところで、田原本も少しずつ注目を浴びているところでございます。その中の一つとして田原本でのテレワークの可能性ということも、その企業誘致の中の一つであると考えますので、排除する選択肢ではないと、検討する一つの選択肢として考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。(「ありがとうございます」と小走議員呼ぶ)

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして13番、小走議員の質問を打ち切ります。 (「議長」と青田議員呼ぶ)

はい、吉田議員。

- ○10番(吉田容工君) 暫時休憩をお願いします。
- ○議長(辻 一夫君) 暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

\_\_\_\_\_

○議長(辻 一夫君) 再開いたします。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑(報第8号より議第35号までの12議案について)

○議長(辻 一夫君) 今期定例会に一括上程いたしました報第8号、平成28年度 田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告より議第35号、損害賠償 の額の決定についてまでの12議案について、去る2日に行われました町長の提案 理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、吉田議員。

○10番(吉田容工君) それでは、食事終わって3時になりましたんで、ちょっと 目を覚ますためにも頑張っていきたいと思います。

まず、議第35号から質問させていただきます。

議第35号は、損害賠償の額の決定についてという議案ですけども、事故の概要とか書いていますんで、それも含めて、今回はこういう事案が起こった原因、そしてこれまでの開栓手続と今後どう対応して、同じようなことが起こらないようにされるのかということについて答弁を求めます。

- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) 議第35号、損害賠償の額の決定につきまして、「今回の事案が起こった原因」でございますが、今回は通常の水道開栓業務を手順どおり行わなかったことによる事故でございます。通常は水道開栓作業時、屋内で蛇口があいていて水が出ているケースがあるので、量水器内のパイロットメーターで確認し、蛇口があいている場合は止水栓を閉じ、その旨を使用者に連絡いたします。連絡がとれない場合は、お知らせをポストなどに投函しますが、その手順を怠ったことによる事故でございます。

これまでの開栓手続と今後の対応といたしましては、今後は再度手順を徹底し、 作業を行う場合には、使用者等の立ち会いを求め、また、できる限り職員2人体制 をとるなど管理体制に万全を期することで、再発防止に努めてまいりたいと思って おります。 以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 一応開栓依頼があって、開栓に行ったと。だから栓はあけたけども、そこでパイロットメーターを確認せずに帰ったと。そうすると、屋内の蛇口があいてて、まん悪く栓が閉まってて、そこの水たまりのところに水がたまってあふれたということで、周りの壁のやりかえとか大きな金額になったという話を聞いています。

今の話聞いてもね、例えばパイロットメーターが回っていた場合、連絡をとると。その間、一旦閉めるんですね。今のマニュアルは一旦閉めて、連絡とれないとき一旦閉めて、開栓手続をとめるというのが今のマニュアルなんですか。それをちょっと確認します。

- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) 先ほども申しましたように、パイロットメーター回っている場合は、その止水栓をとめるというのが通常の業務の流れでございますが、今回、そのパイロットメーターをちょっと確認したのかどうか。確認はしていると思うんですが、その止水栓をとめなかったことによる起こった事故と、そういう事故でございます。
- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 仕事になれてきたら、ルーチン業務ということで注意力が 散漫になるということはあり得ますんで、その点では日常業務であったとしても、 今回の事例をぜひ参考にしていただいて、戒めとしていただきたいと。二度とこう いう事故がないように、よろしくお願いします。

次、よろしいか。

- ○議長(辻 一夫君) はい、どうぞ。
- ○10番(吉田容工君) 次ですね、何を言おうかなと楽しみなんやけどね。 そしたら、議第11号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

これは、国民健康保険税の限度額を増額すると。医療関係が52万円から54万円に、これは後期高齢者ですかね、関係が17万円から19万円に、合計に85万

円から89万円でしたかな、に増やすということだと思います。それで限度額を引き上げる理由、税法上、引き上げることができるようになったというのがあるんですけども、それ以外に限度額引き上げる理由を、あるんなら示していただきたいということと、限度額引き上げで増税となる世帯数と、増税となる税金額と、課税額ですね。それからもう一つ、減額のほうもありますので、減額となる世帯数と税額というのを示してください。

- ○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 1点目の限度額を引き上げる理由ということなんですけれども、税法以外ということですので、それ以外としましては、国民健康保険制度の趣旨が、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険料(保険税)を納め医療費の負担を支え合う、助け合いの制度であるため、上位所得層への適正な保険税の課税を図るため限度額を引き上げるものでございます。

2点目としまして、限度額引き上げで増税となりますのは、医療分と後期支援分を合わせまして121世帯で242万円であります。また、限度額に達しないこととなる世帯は34世帯で38万609円の減額となります。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 国保制度が助け合いの制度ということがどうなんかなというとこなんです。私は国保制度の会計を見ても、国保税の占める割合というのは3割程度じゃないかなと思っているんです。あとは国の補助金、県の補助金という形になってきていますんで、その点では助け合いの制度というんじゃなくて、社会保障制度の一環やと思っているんです。

以前に厚生労働省に問い合わせたんですけども、「なぜ限度額というのをつくっているんですか」と聞きましたら、やはり負担と、それと利用というか給付とかの均衡を見てですね、こんだけ負担さすほど給付がないだろうというような形で、限度額を設けてますという話をされたときがありました。それが今もそういうのかどうかわかりませんけども、ただ、国保税が重たい負担になっているというのは確かでね。基礎控除額の33万円しか控除してもらえないという点では、所得税や住民税よりも重たい負担になっていると思うんですね。その点では、上げるということ

については、やはり皆さんも大変心配されていると。幸いに資産割というのが田原本町は外しましたんで、資産割の関係で上限額を超えるというのはありませんけども、その点では、上げるに当たっては慎重であるべきかなと思っています。

国保税の限度額引き上げによる影響が121世帯という話ですね。この前ちょっと担当のほうで聞けば、34世帯かなという話を聞いたんですけども、121で平均2万円の税負担が増えるということでよろしいんですか。

- ○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 限度……。
- ○10番(吉田容工君) ちょっと、まだ質問していますんで。
- ○議長(辻 一夫君) ちょっと待ってください。
- ○10番(吉田容工君) ごめんなさい、済みません。 それと、また限度額が上がって、さらに限度額を超えている方がどのぐらいあるかというのはわかりますか。それも一緒に答えてください。
- ○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 失礼しました。121世帯が2万円という形で増 税となっております。減額のほうが34世帯という形になっております。

いまだに超えていますのが……。

ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。ちゃんと確認させていただきます。

- ○議長(辻 一夫君) 後でお願いします。(「はい。お願いします」と住民福祉部長呼ぶ)
- ○議長(辻 一夫君) 引き続きしますか。吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) それでは、議第33号、公共下水道整備等工事(特)第2 8-1号請負契約締結について、これについて質問します。

この入札はされまして、競争性が発揮されたのかどうか。予定価格が5,753万9,160円。契約金額に出てきているのが5,074万560円というようになっていますけども、これの入札状況ですね。そして、競争性が発揮されているのかどうかということと。あと、これ下水道と水道工事の一体工事発注だと思いますんやけども、それの内訳はわかりますか。

- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) それでは、議第33号、公共下水道整備等工事 (特)第28-1号の請負契約締結についての概要といたしまして、今回入札の競争性は発揮されたのかとのご質問でございますが、現在、本町の入札執行制度では、設計金額及び最低制限価格を公表しております。最低制限価格での入札においても、競争性は発揮していると考えられます。

次に、下水道工事費と水道工事費の内訳でございますが、下水道工事費3,65 4万2,880円、水道工事費1,419万7,680円、請負金額が5,074 万560円でございます。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) なかなかあれですね、今回6者が入札されて、1者が辞退されて、5者が同じ金額で入札されているということだと思うんです。最低制限価格、比較価格ですかね、で入れておられるという点では、まあまあ競争の結果、一番低い金額で落ちているかなと思いますんやけども、その点ではどうなんでしょうかね。競争性は、そこで発揮されているというのは、保たれているわけですね。そこだけちょっと確認します。
- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) 現在、田原本町では全ての建設工事を対象に、予定価格及び最低制限価格を事前公表しております。今回の落札率も0.88184だったと思います。著しい低価格による入札の防止策であって、当該契約の内容に適合した履行を確保するためにも、競争性という意味がちょっとどうなんでしょうか。十分発揮された。その落札率からいえば、十分競争性発揮されたものと考えております。
- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) あと、この案件は、富本の村の中を整備するということと 思うんですけども、言うてみたら、これを分離発注するとか、そういうことも可能 とは可能ですよね。これを一本で発注されたところに、やっぱり何か意味合いがあ るんだなと思うんですけども、その辺はどうですか。

- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) いろいろ工事のやり方ございますが、今回はこの富本の工事に関しましては、31年まで継続する事業ではございますが、28年度については、今回議会の議決を求める案件としては、今回は、28年度に関しては、そういう工事形態が一番思わしいとの判断で今回施工させてもらいたい予定です。(「ここは3回目行きましてんね」と吉田議員呼ぶ)
- ○議長(辻 一夫君) はい。(「次行きます」と吉田議員呼ぶ)はい、どうぞ。
- ○10番(吉田容工君) 次に、議第34号、財産の取得について聞かせていただきます。

これも、一般質問等へ出ていました交流促進施設の土地を買うということです。この中で、いつもでしたら、所在地と地目、地積と金額と相手方という形で済むんですけども、今回は地上権設定分というのが入っていまして、特殊な形の議案という形で出されています。その点では説明をいただきたいと思うんですけども、地上権設定ということで、財産の取得になったんかどうかと。これは何を判断してくれと言うてるんかというのがわかりませんので、ここについて説明を求めていますと。それでお願いします。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 議第34号の財産の取得につきまして、「地上権の設定が財産の取得になるのか、契約内容は」につきまして、地上権設定の土地につきましては、平成43年7月1日にその用地を取得するということで、それまでの間、地上権の設定及び所有権移転の仮登記を既に行っている用地で、今回、田原本町土地開発公社からの財産の取得に伴い、一団の道の駅用地として財産の取得についての議決を求めるものでございます。地上権設定の契約内容につきましては、土地の所有者の要望により、今すぐ土地を売買するのは難しいということで、地上権の設定をさせていただいて、土地面積730.38平方メートルに対して、年間1平方メートル当たり960円を乗じて得た額及び固定資産税相当額を地代としてお支払いし、平成43年に契約時の売買金額から既に支払った地代を引いた残額をお支払いし、田原本町に所有権移転をするという契約を締結しております。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) それで、その上に書いてある土地について、唐古70番1他6筆というのを土地開発公社から買い受けると。下の土地、唐古75番6については所有者と売買契約を結ぶんですね。売買契約を結んだ上で賃貸借契約を結ぶんですか。地上権ですから、賃貸借契約ではないですよね。その点では今もおっしゃったように当初の、何しかこの土地は2,337万2,160円でうちは買いますという約束するんでしょう。それと、その15年間で払う固定資産税も面倒見ますよということを約束するんでしょう。ですから、今回が売買契約になるんですよね。ただ、停止条件つきといいますか、今から15年間は所有権移転しませんよと。15年たった43年1月1日になったら、それが、停止条件が解除されて執行しますよという契約じゃないかなと思うんですよ。その辺の中身がちょっとわからへんので、確認したいのと。

それと、この15年の間、ちょっとこれはわからない話なんですけども、売り主が、こんなこと言ってあれなんですけど、存命かどうかということも心配なわけです。15年先というと大分先になりますんで、若い人でしたらあれですけども、年配の人でしたらですね、それなら相続が発生したときには43年1月1日待たずして、田原本町がこの売買契約を執行できるということになるかなと思うんですけどね、そういう文言はないですよね、中身見てないからわからないんですけども、今の話でしたら、43年1月1日になったら田原本町の名義に書きかえるという約束だけで、相続をされた手続終わってからすると。反対に手続されなかったら、相続人確定するとかいろんな手続が要ると思うんですけどね、その点は、この契約としてはこれで、本当に田原本町が取得したと言えるんかというとこなんですけども、詳しく教えてもらえませんか。

ついでに、次もう3回になりますんで聞いておきますけど、この交流促進施設 (道の駅)というのができましたんけども、予定ではバスと自動車何台停めれるか というような質問書いてますんで、それも一緒に答えてください。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 代表者がお亡くなりになっての相続に関しまして は。(「所有者、所有者」と吉田議員呼ぶ)

所有者が亡くなられたという形のものになれば、一応通常の相続を負いまして、 それに対して対応していただくという形になります。 (「今のんわからんで、それ で対応していただくって、どういうこと。43年1月1日までは、この状態で行く のは変わらへんということ」と吉田議員呼ぶ)

登記の段階のときにお亡くなりになられておれば、その相続に対して相続を負っていただいて、新たな相続者を選定していただくと。(「いえいえいえ、私そんなん聞いているのと違う。手続はそうかわからんけども、要するに43年1月1日までは田原本名義にならないのかって聞いているんです。それまでに亡くなられた場合は」と青田議員呼ぶ)

それまでに亡くなられた場合は田原本名義に、今現在は仮の登記になっています。 (「それわかっている」と吉田議員呼ぶ)

はい。仮の登記になって、町としても条件、分割払いはしていますが、最終年度 に生きておられればその人に最後の額を、1,200万円ほどの額になると思いま すねんけど、その1,200万円をお渡ししてから正式な手続になるという形で す。(「それわかってますが、亡くなった場合どうなるのって聞いている。それが あったときはどうなるの」と吉田議員呼ぶ)

亡くなった場合は、亡くなった方の相続人に会って、その人に支払っていくとい う形になります。 (「これ台数は、台数」と吉田議員呼ぶ)

バスと自動車の台数につきましては、大型車10台と小型車75台です。身体障がい者用3台、EV車が2台で、計90台。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) EV車が2台というのは、わけわからんけどな。

イレギュラーな契約やと私は思うんですよ、この契約がね。で、その売り主の都合によって15年待ってくれという話でしょう。15年待ってくれという話は、今売り主が言うてはると。売り主がかわったら、その条件も変わるん違う。例えば、売り主さんが毎月もうてたら、そのもうた地代を娘に上げたいと。だから、地代入ったから、とりにきいや言うたら、とりにきやはるというような約束がしたいということで提案があって、それに応じて、こういうイレギュラーにしようということになったら、そういう条件も、亡くなったらなくなるわけですやんか。ややこしい

ですね。所有者が亡くなられたら、そんな気を使うこともなくなって、そんなん分割払いするための条件がなくなるわけですから、そんなんをずっと続ける必要ないん違うかと。その点では契約のときに、亡くなられた場合はそのときに精算しますよという形の契約で、普通じゃないかと私は思うんですね。

それでは聞きますけども、15年間名義を変えないで待ってくれというのは、そういう売り主の個人的な条件というか、それ以上のもんがあって、別のもんで15年間それを続けなあかんという条件なんかというのん私わかりませんからあれですけども、15年間は絶対続けなあかんということがあって、出されているこのイレギュラーな契約となっているのかと。その理由ですね、そこを教えてくださいよ。そこを教えていただいてやったほうが、そら相続のとき一遍にやったほうがいいん違いますかと思いますけどね。

それと、あの7,000平米の土地にバスが10台も入るのかなというのが、どうやろうなと。建物を建てるんですよね。建物を建ててですね、大型バスですよね、今の話ね。マイクロバス違いますよね、大型バスですよね。大型バスを10台と、そして一般の車両75台も入れるんかなと。例えばここ、田原本町役場の駐車場は、これ何台ですかね、50台ほどですかね、50台ほどのあれでしょう。2,000平米ほどあるんかな、あると思いますよね。それから、青垣の駐車場でも北と南があって、全部で75台ですかね、それでもあれ3段ぐらいありますよね。それでもそのぐらいしか停まらないんで、本当にそれ10台も停まるんかなというとこなんですけど、それは示せますかね。示せたら、示していただきたいと。

今質問したんは、駐車場にそんなに多くの車が停まるんかということと。それと、15年待たんと売り主の約束を果たせないという、そういう条件なんかと。具体的な条件は聞かなくてもいいですけども、その点では契約としたら、亡くなられた場合は田原本町になるというような条件がつけれるんかどうかという点では、説明をわかるようにしていただけますか。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 原則は15年で契約しているんですが、協議により 年数の変更は可能という形になっています。

それと、バスの10台につきましては、展開図を描きまして、入庫は可能です。

ただ、道の駅の国との協議の中で、大型バスは10台停車できるような形のもんを とれということなんで、そういうような形をとっています。 (「私3回行きました ね」と吉田議員呼ぶ)

○議長(辻 一夫君) 3回です。(「ねえ。もうこれ以上聞いたらあかんということやから」と吉田議員呼ぶ)

吉田さん、それと先刻ね、国保税の限度額を超えるという部分ありましたので、 部長から説明をお願いしたいと思います。住民福祉部長。

- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 失礼しました。条例改正にかかわらず、引き続き 超過している世帯が121世帯で、それぞれ2万円の増額となる形になっております。
- ○議長(辻 一夫君) ということでございます。(「はあ、もう聞かれへんもんね」と告田議員呼ぶ)

はい。吉田議員。

○10番(吉田容工君) そしたら次、議第29号、水道事業会計補正予算、これについて質問します。

今回、その補正予算に「奈良モデル」推進補助金と。支出のほうは磯城郡水道広域化事業計画作成業務負担金というのが432万円上がっています。これをちょっと聞きたいなと。予算委員会のときにね、これどうなっているのという話を質問させていただいて、川西町やったら上がったるけど、県も上がったるけど、田原本の予算にはどこに上がったんのんというたら、上がってませんという話でして、それから以降、奈良モデルというところに前向きに行こうということで予算立てされたと思うんですね。その点では、その辺のいきさつを教えてほしいのと。この奈良モデルというのは、具体的にどんな形になるんかというのがわからないんで、この3町の水道事業はどういう形で統合していくんかと、今のところ予定されるんかと。

それで、あともう一つは、やはり統合されて人手が減ったら、田原本から三宅に応援に行くとか、川西に応援に行くというとなかなか難しいと。その点では災害時の対応等、三宅は三宅、川西は川西、田原本は田原本に責任を負うという形の、今の状態が維持できるのかというところを教えてください。

○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。

○上下水道部長(山田英二君) まず、予算委員会でまだ予算づけ、当初予算として 予算づけはしておりませんでした。その理由としたら、そのとき副町長のほうから 説明があったと思いますが、田原本町にとって、メリットとして何らあらわされて おられなかったということもありますし、また今後、協議内容の部分が多かったの で、なかなか当初予算として策定業務をつけるに至らなかったということがありま す。

そして今回、奈良モデル参加といいますか、理由でございますが、磯城郡3町による水道施設の広域化の検討について、大筋の広域化形態の検討案が策定されました。そして5月6日、県水局長及び磯城郡3町長協議のもと、意思が確認され計画を進めるものでございます。

次に、「磯城郡3町の水道事業統合内容」は、施設及び管理の一体化として、田原本町の配水池を県営水道緊急貯留施設の代替と位置づけまして、磯城郡全体の緊急貯留池として使用、そして磯城郡3町の配水監視装置を田原本町に集約して更新する計画です。そして、経営の一体化を視野に入れた一部事務組合の設立でございます。

次に、地震等災害時は、田原本町の配水池を磯城郡全体の緊急貯留池とし、管や 弁の整備により県営水道送水管を利用して、三宅町及び川西町へ送水する計画でご ざいます。

以上でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) なかなか表面的な答弁やと。実際には、あれと違いますんか。奈良モデルしたら、今いろいろある石綿管の工事に対する補助があるというて、実利のほうも聞かせていただいていますが、その辺今なかったんですけども、そういうのんやっぱし言うとやばいですか。(「いえいえ、言えます」と上下水道部長呼ぶ)

その点では、もうちょっとわかりやすい、実利というのがあるんやったら示してください。

- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) 具体的なメリットの部分でございますけども、今、

先ほどおっしゃられました石綿セメント管の更新も含めた補助金の活用というのが、一番最大のメリット部分かなと思っております。そして、やっぱりそのことによって給水原価の上昇を抑制できる。その部分で、今回この協議会については話進めてまいる一番の大きな理由と思っております。

- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) それで、統合とはいうものの、一部事務組合のようなものにはならずに、田原本は田原本の上下水道部があって、三宅は三宅の水道部があって、川西は川西の水道部、上下水道部かもわかりませんけどもあると。ただ、書類申請として一つになるんか、どこかこれを取りまとめている、例えば田原本が何という名前か知りませんけども、磯城郡水道局になるんかどうか知りませんけど、そういう名前でそういう施設を設けなあかんのかというところを、ちょっとわかりますか。
- ○議長(辻 一夫君) 上下水道部長。
- ○上下水道部長(山田英二君) 公営事業の場合は、企業団というのが法律で定められておりまして、広域化の定義、一応どんな事業統合、統合といいますか、先ほど申しましたように、施設の管理と施設の共同、管理の部分で施設と管理を一体化すると。そして経営の一体化、これはあくまで国庫補助交付条件で、先ほど議員さんもおっしゃいましたように補助金を獲得するために、統合の内容というのはこれから協議していくところではございますが、ちょっとまだはっきり、その辺のところはまだ決まってはおりません。(「もう3回終わりましたかな」と吉田議員呼ぶ)
- ○議長(辻 一夫君) はい。吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) 最後に、議第28号の補正について聞かせていただきます。

たくさん案件があって、15分で説明してもらえるかって心配なんですけども、まず高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務が上がっています。これ9ページですね、9ページのところにあって、策定委託料が310万円と、債務負担行為で306万円上がっていますんで、2年かけて716万円かけて策定するということになっています。

1つは、何で2年間かけてするんかと。毎回が、1年でやったやつが2年になり

ましたよというのと。それと、これは今年度の第6次介護保険計画というのがあって、その中で、本来なら介護予防や日常生活支援事業をいわゆる新総合事業に移行せなあかんとなっていたけども、平成29年まで猶予できるということで進んでいますんで、その点では、それがクリアせんと第7次の介護保険計画できませんので、その新総合事業の受け皿がどこまで今進んでいるのかというところについて説明を求めます。

それと、ついでに全部言うときますわ。

あと、これは植田昌孝議員が先ほど質問された中と一緒になりますんやけど、清掃総務費ですね、10ページの清掃総務費の発注仕様書作成業務委託料と、これは清掃工場の解体の発注すると。ここで何を書いてあるかというたら、解体費用どのぐらいでというのん先ほどありましたんで、3億1,600万円かなんかおっしゃっていましたんであれですけども、その原資を何に使うかという点、ちょっと答えてほしいなと。特にこの清掃工場つくるに当たっては、敷地を確保するお金、本体を建てるお金、中継所を建てるお金という形で一覧表で最初出してもらった分、解体費もそこに入っていますねんね。だから、一番当初に私たち議員が説明受けたのは、解体も含めて建設でという形で一体の説明受けてますねんね。そしたら、この解体費は基金から出してもええん違うかと私は思っているんですけども、それはそういう判断ではないんかというところをちょっと聞きたいなと思っています。

それからあと、同じページですね、コンピューターソフト開発と700万円が上がっています。これは先ほど説明あった加速化交付金というのがあったんですけども、そこに蹴られたんで、2,000万円に上がっていた分が700万円ここで上がったと聞いています。何で2,000万円が700万円になったんかということ。それと今度の推進交付金ですかね、それが使えない場合は単費でもするんかどうかというところ、これですね。

あと、それともう一つ、その下の観光ビデオ制作業務委託料というところですね。これも2年の事業になっていまして、300万円ですけど債務負担行為がありますんで、合計720万円でビデオつくるとなっていますよね。これも2年間かけてつくる。何のためにつくるんかというところ、その狙いをPRしていただきたいなと思いますけど、よろしくお願いします。

- ○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(中屋敷晃弘君) 1点目の2年かける理由につきまして、「田原本町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の策定が前回の第6期に比べて、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制(地域包括ケアシステム)なんですけれども、この構築をすること、またこれに関連することで、奈良県の次期医療計画策定などとの整合性を図る必要があることから、これらのことから情報収集・調整作業に時間を要するため、2カ年で行うものであります。

続きまして、2点目の受け皿についてなんですけども、今現在、当町において実施しています総合事業、いわゆる新総合事業につきましては次のとおりです。

まず1点目なんですけれども、現行相当サービスということで、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、介護給付費から地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行するものです。こういったことで、昨年3月末までに県より介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けているサービス事業所につきましては、町のみなし指定の対象となっておりますので、昨年4月以降に開設されました事業所につきましては、町より説明会を行い、現行相当サービスとして町より指定を行うことで、新総合事業開始前より引き続きサービスの提供を希望する事業所については、全て指定を行うことができておりますので、今までのサービス提供と中身としては変わっておりません。

2点目としまして、介護予防事業から移行する事業としまして、以前より介護予防事業として実施していた、認知症予防教室などを一般介護予防事業として実施しまして、また運動機能向上教室事業を見直しまして、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービスとして実施のほうをしております。

3番目としまして、緩和した基準によるサービス。多様なサービスの一つとして、従来の基準を緩和した訪問型サービスA・通所型サービスAと言われるものにつきましては、現在整備を進めておる最中でございます。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 発注仕様書作成業務の解体費用はどのぐらい予定し

ているかにつきましては、先ほど植田議員のご質問にお答えいたしましたが、工場の解体費用につきましては、やまと広域環境衛生事務組合において、平成26年度に実施されました御所クリーンセンター解体工事の設計金額が3億1,700万円の経費と聞いており、本町の清掃工場の施設も同規模と考えておりますので、少なくとも同程度の経費ではないかと考えております。

続きまして、コンピューターソフト開発費。 (「その原資。原資はって書いてあるやん」と吉田議員呼ぶ)

原資の件は総務部長のほうです。

コンピューターソフト開発費大幅縮小、開発コンセプトにつきましては、平成28年度3月補正におきまして、地方創生加速化交付金補助率が100%により、唐古・鍵遺跡をテーマに弥生の風景が再現されるようなCG、また、アプリを使ったゲームなどを作成する予定でした。しかし、本交付金は採択されず、新たに地方再生推進交付金補助率が50%において事業を推進することに至りました。財源的に厳しい状況ですが、費用軽減に努め、唐古・鍵遺跡だけではなく町内の観光地や公共施設、自転車道、ウォーキングコースなど、観光客が望んでいるものを模索し、事業を進めてまいります。

京奈和自動車道三宅インターより、中南和地域への周辺観光に赴く際の出発点・中継地として、本町に立ち寄っていただき、本町が観光のハブ都市として見出せるように努めてまいります。

続きまして、観光ビデオ制作業務720万円、作成の狙いにつきましては、観光 ビデオ制作業務につきましては、観光客の誘客を図る目的に観光プロモーションビ デオ及び観光ポスターの制作を行うため、今年度、委託料300万円で、さらに平 成29年度へ債務負担行為によります補正を行うものでございます。

本業務の狙いといたしましては、四季折々の風景や伝統行事を紹介するため、制作期間を2年とし、現在、田原本駅前で本町の観光情報を紹介しております観光ステーションや、平成30年度にオープン予定の交流促進施設におきまして制作したビデオを放映することにより、本町の歴史や伝統行事、また四季折々の風景を紹介することで、改めて、本町の観光資源をめぐっていただけるような映像を制作したいと考えております。(「推進交付金がなかった場合はどうすんねんちゅうのを聞

きましたで」と吉田議員呼ぶ)

- ○議長(辻 一夫君) 総務部長。
- ○総務部長(持田尚顕君) 解体撤去の、まず財源を先にご答弁させていただきます。

まず、解体撤去につきましては、特別交付税措置がまずはございます。

それから、議員お述べのごみ処理施設の整備基金を充当できるのではというご意見でございます。ごみ処理施設整備基金、施設の建設を終えた段階で残が生じるところでございます。起債の地方債の償還で充てること、もしくはその解体撤去の費用に充てることも選択肢の一つと考えております。

- ○議長(辻 一夫君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(森 博康君) 地方創生推進交付金については、現在、つかない場合に関しましては、単独事業でやっていく予定で考えています。
- ○議長(辻 一夫君) 吉田議員。
- ○10番(吉田容工君) あと3分ですんで、最後に一番聞きたいことを聞いときます。

介護保険の第7次計画をつくるに当たって、介護保険だけで考えていたら本当に、もうほんまに何ぼお金かかってもという形になってくると思います。その点では、田原本町がいろんな行事をします。行事に当たって、やはり年配の方が居場所、どうつくっていくかということも一緒に考えるべきやと思うんですね。その点では、朝言いましたように、給食棟つくって、その横に居場所をつくる。例えば道の駅ができると。道の駅にも、ここも年配の方がいてられる場所をつくる。その点では複合的な効果を狙ったまちづくりの中で、どう年配の人の居場所をつくっていくかと。健康を第一にしたまちづくりに取り組むべきやと私は思うんですね。その点では、町全体が健康づくりということになってくると、介護の要する人、費用としても、対象も少なくなってくるんじゃないかと思うんです。その点では、介護は介護だけで絞って考えると大変しんどいと。これからのまちづくりは、やはり住民の皆さんの健康をいかに維持するかと、楽しくわいわいとやっていけるかと、そういうまちづくりが必要と思うんですね。

その点では、ちょっと町長に最後答えていただきたいんですけども、いろんなと

ころの施設に年配の方の居場所をつくるというような考えはどうですか。

- ○議長(辻 一夫君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) ありがとうございます。私の公約にも掲げている「健康寿命 の増進」というものは、介護保険の適用というところではございません。やはり高齢者の方々が生き生きとこの町で生活をしていく手段は全て取り入れていきたいなと。それはスポーツであり、生活基盤であり、ボランティアであり、いろんな手法があると思います。その方々に合った居場所づくりは心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(辻 一夫君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時38分 散会